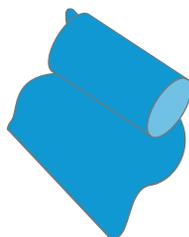


繊維業界

# EPA原産資格調査に関する 運用マニュアル



輸出者

# 本マニュアルについて (1/2)

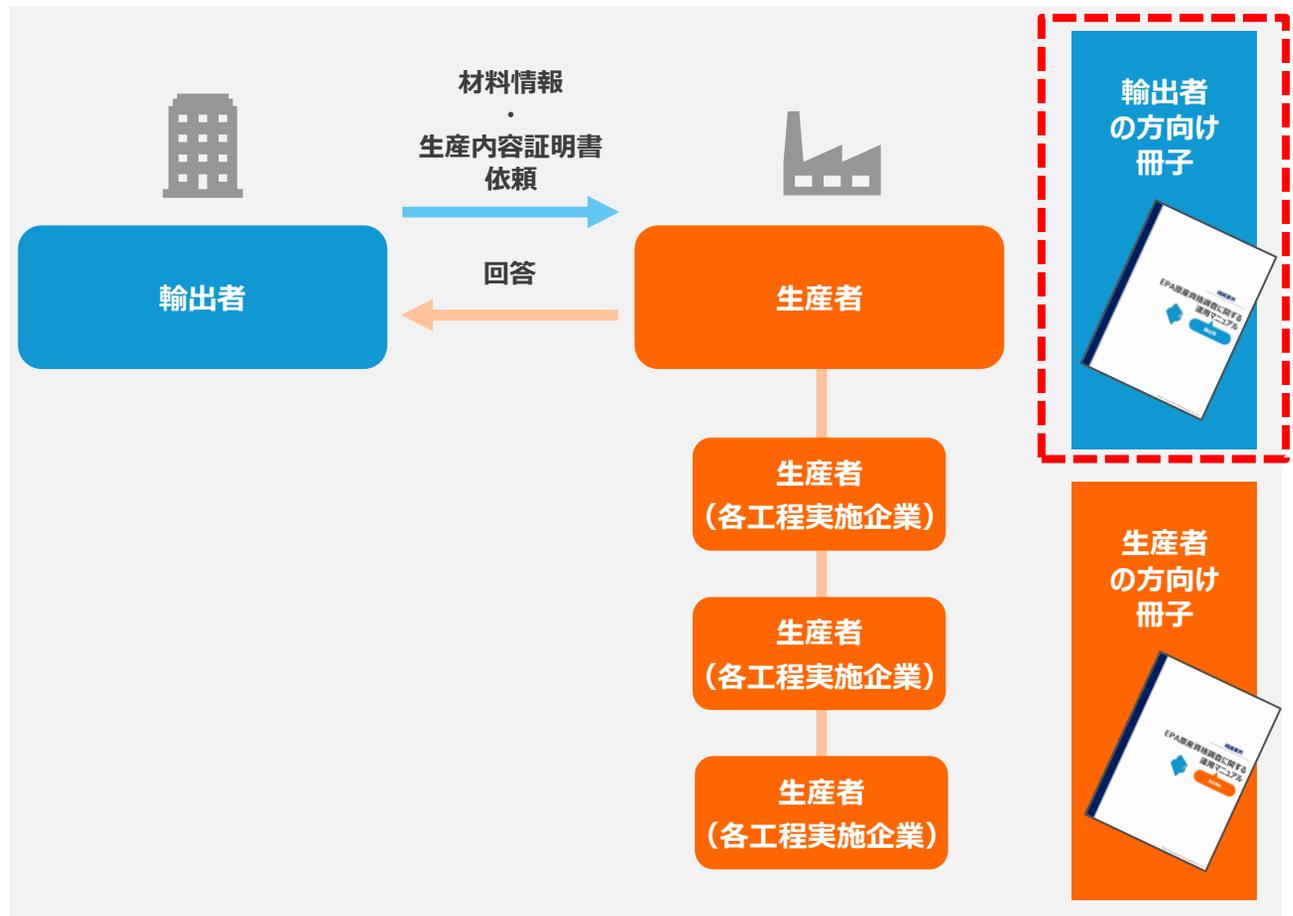
グローバル化が進む中で国際競争が年々厳しくなっている繊維業界においては、EPAを活用し関税減免のメリットを享受することが非常に重要であります。EPAを利用して輸入国において、日本から輸出した品物が関税の減免を受けられるようになるためには、大きく分けて、日本の中で以下3つの工程が必要となり、主に輸出者が主体となって必要な作業を行います。

しかし、このうちフェーズ2については、サプライチェーンの構成により、輸出者のみで完結する場合もあれば、仕入先・外注先にまたがり手続きを進める必要がある場合もあります。そのため、商流のパターンによって、担う役割や、手続フローが異なります。

繊維業界における主な商流パターンは以下の通りです。本マニュアルは、繊維業界の輸出者の立場の方が実施すべき事項に絞って解説しています。



## ▶ 繊維業界における主な商流パターンにおけるフェーズ2の流れ



# 本マニュアルについて (2/2)

輸出者

## フェーズ 1 EPA利用の確認

E  
Export

輸出品

ステップ1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

ステップ2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

## フェーズ 2 原産品であることの確認

D  
Determine

原産資格調査の依頼

ステップ1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

ステップ2

品目別原産地規則  
(原産品と判断するための基準) を選ぼう！

依頼

ステップ3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

回答

第三者証明

自己証明

日本商工会議所への  
原産品判定依頼

日商からの承認をもって  
確認完了！

自社で原産品であること  
の確認完了！

(生産者)  
各種工程実施企業

・材料情報の提供  
・生産内容証明書の  
作成

材料  
情報

生産内容  
証明書

## フェーズ 3 証明書の用意

I  
Identification

原産地証明書の発給/作成

日本商工会議所  
への発給申請

自己証明の  
申告書作成

その他の対応事項

### フェーズ 1 EPA利用の確認 (P8~21)

E

Export

輸出品

フェーズ1の目的	P10
作業手順	P10
例題	P11
<b>標準フォーム1</b> EPA利用確認シート	P11

ステップ1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

EPA利用確認シートへの入力

①利用協定	P12
②輸入通関時のHSコード	P13
③通常関税率 (MFN税率)	P15
④EPA税率	P15

ステップ2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

EPA適用による効果額の算出

▶応用1：複数協定でのEPA利用の確認	P20
▶応用2：EPA税率も品目別原産地規則も同じ場合	P21
▶応用3：EPA適用による効果額のメリットの享受について	P21

当マニュアルは、繊維業界でEPAを活用する上で必要となる基礎的な情報を纏めています。  
標準フォームは、一緒にご利用いただくことで作業を効率的に進めていただけることを目的として、標準的なパターン・条件を前提に作成しています。しかしながら、全ての情報・パターンを網羅しているものではありませんので、追加で情報の収集や標準フォームの修正が必要になる場合があることをご留意の上、ご利用ください。

## フェーズ 2 原産品であることの確認 (P22~66)

D  
Determine

### 原産資格調査

フェーズ2の目的	P24
作業手順	P25
例題	P26

ステップ1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認	P27
--------------	-----

ステップ2

品目別原産地規則  
(原産品と判断するための基準) を選ぼう！

(1) 品目別原産地規則の確認	P28
(2) 品目別原産地規則の選択	P34

ステップ3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

<b>標準フォーム3</b> 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)	P44
-------------------------------------	-----

<b>標準フォーム4</b> 生産内容証明書	P44
------------------------	-----

-【CTCルール】	P45
-----------	-----

<b>標準フォーム2</b> 材料情報の依頼・回答シート	P47
------------------------------	-----

-【SPルール】	P60
----------	-----

(2) ルールをクリアすることの確認

-【CTCルール】	P56
-----------	-----

-【SPルール】	P61
----------	-----

(3) 後続の手続きの確認	P63
---------------	-----

(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼 (第三者証明の場合)	P64
---------------------------------	-----

当マニュアルは、繊維業界でEPAを活用する上で必要となる基礎的な情報を纏めています。  
標準フォームは、一緒にご利用いただくことで作業を効率的に進めていただけることを目的として、標準的なパターン・条件を前提に作成しています。しかしながら、全ての情報・パターンを網羅しているものではございませんので、追加で情報の収集や標準フォームの修正が必要になる場合があることをご留意の上、ご利用ください。

## フェーズ 3 証明書の用意 (P67~77)

### I

Identifi-  
cation

### 原産地証明書の発給/作成

フェーズ3の目的	P69
作業手順	P69
(1) 日本商工会議所への発給申請 (第三者証明の場合)	P70
(2) 自己証明の申告書作成 (自己証明の場合)	P72
<b>標準フォーム5</b> 自己証明の申告書	P72

## その他の対応事項 (P78~81)

(1) その他の対応事項	P80
(2) 当局による調査について	P81

## 標準フォーム

各フォームのダウンロード▶ [https://jaftas.jp/epamanual\\_textileform/](https://jaftas.jp/epamanual_textileform/)

- 【1】 EPA利用確認シート
- 【2】 材料情報の依頼・回答シート
- 【3】 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)
- 【4】 生産内容証明書
- 【5-1】 自己証明の申告書 (日オーストラリア)
- 【5-2】 自己証明の申告書 (CPTPP)
- 【5-3】 自己証明の申告書 (日EU・英)
- 【5-4】 自己証明の申告書 (RCEP)

当マニュアルは、繊維業界でEPAを活用する上で必要となる基礎的な情報を纏めています。  
標準フォームは、一緒にご利用いただくことで作業を効率的に進めていただけることを目的として、標準的なパターン・条件を前提に作成しています。しかしながら、全ての情報・パターンを網羅しているものではないので、追加で情報の収集や標準フォームの修正が必要になる場合があることをご留意の上、ご利用ください。

# マニュアル中の用語解説

文中や標準フォーム中のEPA専門用語について、「用語解説」のマークがついている単語については、各フェーズやステップの中で用語の解説、確認方法の解説をしています。

用語解説及び確認方法の解説がある用語の一覧は以下の通りです。

## 用語解説

<b>フェーズ 1</b>	証明制度（第三者証明制度/自己証明制度）	P12
	HSコード	P13
	事前教示	P14
	通常関税率（MFN税率）	P15
	EPA税率	P15
	日商の企業登録	P19
	<b>フェーズ 2</b>	品目別原産地規則
	CTCルール	P29
	SPルール	P30
	協定年次版のHSコード	P31
	デミニマスルール	P49

## 確認方法

<b>フェーズ 1</b>	HSコード	P13
	通常関税率（MFN税率）	P15-17
	EPA税率	P15-17
<b>フェーズ 2</b>	品目別原産地規則	P28/32-33
	協定年次版のHSコード	P31
	構成部品・材料のHSコード	P48/52-55

**フェーズ**

**1**

**EPA利用の確認**

## フェーズ 1 EPA利用の確認 (P8~21)

E  
Export

輸出品

フェーズ1の目的	P10
作業手順	P10
例題	P11
<b>標準フォーム1</b> EPA利用確認シート	P11

ステップ1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

EPA利用確認シートへの入力

①利用協定	P12
②輸入通関時のHSコード	P13
③通常の間税率 (MFN税率)	P15
④EPA税率	P15

ステップ2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

EPA適用による効果額の算出	P18
▶応用1：複数協定でのEPA利用の確認	P20
▶応用2：EPA税率も品目別原産地規則も同じ場合	P21
▶応用3：EPA適用による効果額のメリットの享受について	P21

## フェーズ 2 原産品であることの確認 (P22~66)

## フェーズ 3 証明書の用意 (P67~77)

その他の対応事項 (P78~81)

フェーズ1  
の目的

調査対象品のEPAによる削減効果額を知ろう！

EPAは、利用すれば**必ず関税の減免を受けられる、というものではありません。**

輸入者からEPAを使いたいとリクエストを受けたら、まずは、EPAを利用することで本当にメリットがあるかどうか、つまり、どれほどの金額が削減できるのかをきちんと確認をすることから始めます。



作業手順

大きく以下の2つのステップに沿って進めます。

- 用意するもの **標準フォーム1 EPA利用確認シート**

ダウンロード ▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_textileform/](https://jaftas.jp/epamannual_textileform/)

ステップ  
1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

EPA利用確認シートへの入力

- ①～④（以下4項目）を調べながら埋めていきます
- 販売価格を記入します

EPAのメリットを確認するために最低限必要となる4項目



輸入者に確認

輸入者に確認/インターネットで検索/付録で確認

ステップ  
2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

EPA適用による効果額の算出

- 効果額は自動的に算出されます
- 金額規模により、実際にEPAを利用するかどうかを判断します

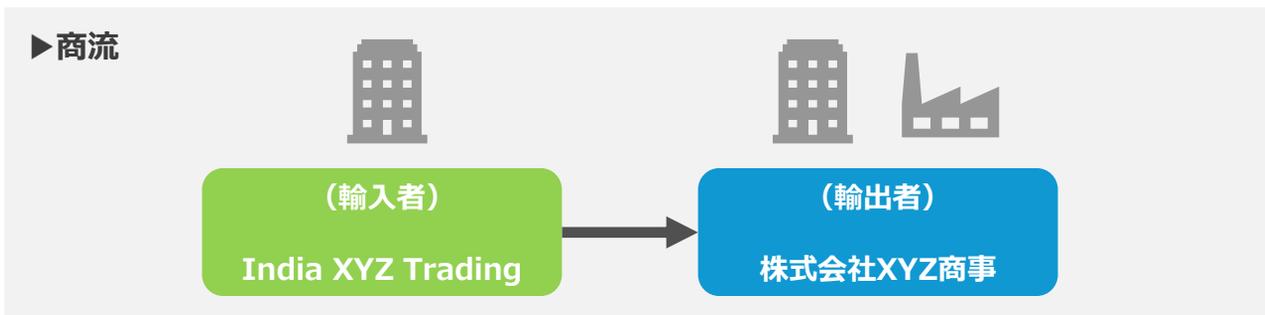
作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



例題

(輸入者) この製品について、EPAを使いたいです！

製品 : ポリエステル織布  
 輸出先 : ベトナム  
 インボイス価格 : 500万円  
 HSコード : 5407.52.00  
 協定 : 日アセアン



標準フォーム1

EPA利用確認シート

ダウンロード▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_textileform/](https://jaftas.jp/epamannual_textileform/)

これらの項目は任意項目ですが、最低限、販売価格を入力しておくことで、効果額の算出が可能です。

「輸入国」以降の部分について、次ページから解説していきます！



EPA利用確認シート

記入日				
所属部署				
担当者名				
品番				
品名				
インボイス価格				

...入力箇所  
 ...プルダウン選択  
 ※入力または選択をすると、セルの背景が白に変わります

輸入通関国		←選択肢がない国は、EPA適用不可 (EU加盟国は"EU"を選択)
輸入通関のHSコード		←輸入国において通関時に使用するHSコード (最新年次版) を記入
通常の関税率 (%)		

	二国間協定*2	日アセアン	CPTPP	RCEP*3
利用可能協定	-	-	-	-
証明制度	-	-	-	-
EPA税率*4				

EPAを利用しない場合の関税額	-	-	-	-
EPA適用時の関税額	-	-	-	-
EPA適用による効果額	-	-	-	-

\*1 利用可能協定の欄が“-”の場合は、利用できる協定がありませんのでEPA税率記入欄はグレーとなります。  
 利用可能協定が複数ある場合でも、既に利用協定が決まっている場合には、必ずしもすべての税率を調査、入力する必要はありません。  
 複数協定利用の場合の比較を行いたい場合に、すべて入力してください。

\*2 日EU協定は、二国間協定の欄に表示されます。

\*3 RCEPにおいて、輸入国がオーストラリア、ニュージーランドの場合には、自己証明制度も利用可能です。(2022年11月現在)

\*4 日アセアン協定の協定年次は、2023年3月からHS2017に変更となりますが、それ以前にご利用の場合は、HS2002をお使いください。

ステップ  
1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

EPA利用確認シートへの入力

①利用協定

②輸入通関  
のHSコード

③通常  
の関税率

④EPA税率

(例題の輸入者からの情報)

製品 : ポリエステル織布  
輸出先 : ベトナム  
インボイス価格 : 500万円  
HSコード : 5407.52.00  
協定 : 日アセアン協定

▼ 輸入国をプルダウンから選択すると、利用可能な協定とその証明制度が自動的に表示されます

標準フォーム1

EPA利用確認シート

輸入通関国	ベトナム
輸入通関のHSコード	
通常の間税率 (%)	

選択

	二国間	日アセアン	CPTPP	RCEP
利用可能協定	日ベトナム協定 HS2007	日アセアン協定 HS2017	CPTPP HS2012	RCEP HS2022
証明制度	第三者証明制度	第三者証明制度	自己証明制度	第三者証明制度

用語解説

## 用語解説

### 証明制度とは

利用する協定により、大きく以下の2パターンの証明制度があります。

#### ・第三者証明制度：

日本商工会議所が、輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給する制度です。

※利用協定が第三者証明制度の場合には、P19の「日商の企業登録」についても併せて確認してください。

#### ・自己証明制度：

日本商工会議所は介さずに、輸出者・生産者または輸入者自らが輸出品の原産性判定を行い、原産地証明書を作成する制度です。

※この違いにより、フェーズ2～フェーズ3の流れが異なります。ここでは、こんな違いがあるんだ、ということだけ覚えておきましょう。

ステップ  
1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

(例題の輸入者からの情報)

製品 : ポリエステル織布  
 輸出先 : ベトナム  
 インボイス価格 : 500万円  
**HSコード** : **5407.52.00**  
 協定 : 日アセアン協定

- ① 利用協定    ② 輸入通関のHSコード    ③ 通常の関税率    ④ EPA税率

▼ 輸入国側と確認した、輸入通関時のHSコードを記入します

標準フォーム1 EPA利用確認シート

用語解説

輸入通関のHSコード

5407.52.00

記入

### 確認方法

【原則】輸入国税関へ確認（輸入者を通じて問合せをしてください）

輸入国で認められたHSコードであることが重要！

HSコードは、6桁までが世界共通の分類となり、日本から産品を輸出する際のHSコードも存在します。しかしながら、同じ製品でも、各国税関や担当者によって解釈の違いが発生することがあります。解釈の違いが発生した場合、EPAにおいては原産地証明書を受理する輸入国税関の判断が優先されるため、必ず、輸入国におけるコードを確認することが重要です。

輸入者に確認したHSコードの分類が正しいかどうかを確認するために、以下のWebサイトで分類を確認することも有用です。参考情報としてご使用ください。

- 日本税関：輸出統計品目表 (<https://www.customs.go.jp/yusyutu/>)
- FTA Port：HS LAB (<https://jaftas.jp/hslab/>)

### 用語解説

#### HSコードとは

「HS条約」という国際条約において定められた、物品の番号のことを言います。この条約のもとでは、この世の全ての物品が何らかの番号に属します。6桁までが条約上で定められた世界共通ルールで、7桁目以降は各国が独自に番号を定めています。輸出入通関の際に、税関にこのHSコードを知らせることで、何の物品を輸出または輸入するのかが分かる仕組みになっています。

\*HS：Harmonized Commodity Description Coding System の略

例：浸染されたポリエステル織物のHSコード  
5407.52



54	5407	5407.52
<b>類(上2桁)</b> (Chapter)	<b>項(上4桁)</b> (Heading)	<b>号(上6桁)</b> (Sub-Heading)
人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	合成繊維の長繊維の糸の織物	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。） -浸染したもの

ステップ  
1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

① 利用協定

② 輸入通関  
のHSコード③ 通常  
の関税率

④ EPA税率

## 用語解説

## 事前教示とは

事前教示制度とは、関税分類（HSコードの決定）について、輸入国税関へ輸入前に照会を行い、その回答を受けることができる制度です。

FTA portの「世界の税関」に各輸入国の事前教示制度のリンク先を掲載しています。  
FTA portのURL：<https://jaftas.jp/advance-rulings/>



世界の税関

ステップ  
1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

①利用協定

②輸入通関  
のHSコード

③通常  
の関税率

④EPA税率

▼ ②で調べた輸入国のHSコードをもとに、輸入国において通常適用される税率を調べて記入します。

標準フォーム1 EPA利用確認シート

用語解説	通常関税率 (%)	12.0%	記入
用語解説	EPA税率	0.0%	0.0%

	二国間	日アセアン	CPTPP	RCEP
利用可能協定	日ベトナム協定 HS2007	日アセアン協定 HS2017	CPTPP HS2012	RCEP HS2022
証明制度	第三者証明制度	第三者証明制度	自己証明制度	第三者証明制度
EPA税率	0.0%	0.0%	0.0%	11.3%

確認方法

【原則】 輸入国税関へ確認 (輸入者を通じて問合せをしてください)

【参考】 以下のWebサイトで確認することも有用ですが、その場合はあくまでも参考情報としてお取り扱いください。

- 各輸入国税関HP : <https://jaftas.jp/tariff/>
- World Tariff : <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/> (登録方法) ※検索方法はP17を参照
- Rules of Origin Facilitator : <https://findrulesoforigin.org/>
- FTA Port HS LAB : <https://jaftas.jp/hslab/>

用語解説

通常の間税率 (MFN税率) とは

相手国からの輸入に一般的に適用される税率のことを指し、MFN税率などと呼ばれています。**通常間税率 (MFN税率) は、輸入国の都合で変更される可能性があるため、毎回確認することを推奨します。**

\*MFN : Most Favored Nation の略。最恵国待遇。

EPA税率とは

EPA締約国間同士で設定した間税率で、大半の品目において、MFN税率よりも低い間税率が設定されています。日本と輸入国がEPAを締結している場合、EPAを利用することで、EPA税率の適用を受けることができます。

EPA税率の設定は品目によって異なり、EPA発効時に間税率が完全撤廃 (0%) されるものや、段階的に削減されていくものもあります。削減スケジュールを確認し、どの時点から間税率削減メリットが発生するか確認することが重要です。

ステップ  
1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

① 利用協定

② 輸入通関  
のHSコード

③ 通常  
の関税率

④ EPA税率

各輸入国税関HPでの確認方法

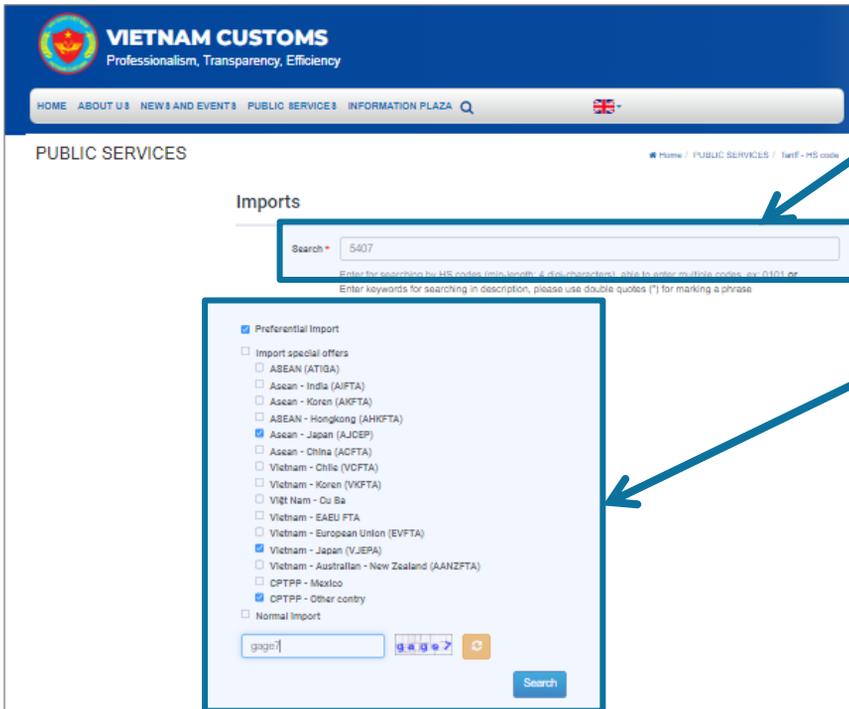
各輸入国の税関HP等において、最新年次版のHSコードをキーにして、MFN税率とEPA税率を確認することができ場合があります。  
FTA portの「世界の税関」に一部の情報が国について、リンク先を掲載しています。  
<https://jaftas.jp/tariff/>



(例題のベトナムの場合)

ベトナム税関のURL :

[https://www.customs.gov.vn/index.jsp?pageId=2313&id=NHAP\\_KHAU&name=Imports&cid=4154](https://www.customs.gov.vn/index.jsp?pageId=2313&id=NHAP_KHAU&name=Imports&cid=4154)



上記サイトにアクセスし、「Search」の欄にHSコード4桁を入力

Preferential Importと利用協定のチェックボックスにチェックを付ける

「Captcha」の欄に、右に表示されるコードを入力し、一番下の「Search」をクリック

指定したHSコードの輸入税率が一覧で表示されるので、該当のHSコードの欄を参照

HS Code	Description	Preferential	AJCEP	VJEP
	- Other woven fabrics, containing 85 % or more by weight of textured polyester filaments:			
54075100	-- Unbleached or bleached	12	0	0
54075200	-- Dyed	12	0	0

※Preferential : WTO加盟国に対する通常の関税率

ステップ 1 EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

- ① 利用協定
- ② 輸入通関のHSコード
- ③ 通常の関税率
- ④ EPA税率

World Tariffでの確認方法

FedEx社が提供する関税率検索サイト「World Tariff」では、最新年次版のHSコードをキーにして、MFN税率とEPA税率を確認することができます。

JETROのサイトから World Tariffに登録  
<https://www.jetro.go.jp/home/export/tariff/>

「仕向け国/輸出先」を選択

最新版HSコードを入力して「Submit」をクリック

Vietnam - Chapter 54 - Man-made filaments; strip and the like of man-made textile materials				
HS Number	Description	UOM	MFN	
5407	WOVEN FABRICS OF SYNTHETIC FILAMENT YARN, INCLUDING WOVEN FABRICS OBTAINED FROM MATERIALS OF HEADING 5404:			
5407.52.00	- Other woven fabrics, containing 85% or more by weight of textured polyester filaments: Dyed	kg, m, m2	12%	

該当HSコードを選択

Country	MFN	Agreement
Jamaica	12%	MFN Applied
Japan	Free	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

一覧から「Japan」を探して「Free」の横の虫眼鏡マークをクリック

Japan Free Trade Agreements Economic Partnership Agreements					
VN HS number 5407.52.00					
Commodity Description	MFN	AJCEP	CPTPP	RCEP	VJEPA
WOVEN FABRICS OF SYNTHETIC FILAMENT YARN, INCLUDING WOVEN FABRICS OBTAINED FROM MATERIALS OF HEADING 5404: - Other woven fabrics, containing 85% or more by weight of textured polyester filaments: -- Dyed	12%	Free	Free	11.2%	Free

MFN税率、各協定のEPA税率を確認

ステップ  
2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

EPA適用による効果額の確認

▼販売価格を入力すると、EPA税率を入力した協定について、「EPA適用による効果額」が自動的に算出されます。

標準フォーム1 EPA利用確認シート

インボイス価格	5,000,000				
輸入通関国	ベトナム				
輸入通関のHSコード	5407.52.00				
通常関税率 (%)	12.0%				
	二国間	日アセアン	CPTPP	RCEP	
利用可能協定	日ベトナム協定 HS2007	日アセアン協定 HS2017	CPTPP HS2012	RCEP HS2022	
証明制度	第三者証明制度	第三者証明制度	自己証明制度	第三者証明制度	
EPA税率	0.0%	0.0%	0.0%	11.3%	
EPAを利用しない場合の関税額	600,000	600,000	600,000	600,000	
EPA適用時の関税額*	0	0	0	565,000	
EPA適用による効果額	600,000	600,000	600,000	35,000	

日ベトナム協定を利用した場合、インボイス価格500万円の12.0%である、60万円がEPA適用による効果額となる！



ポイント

「EPA適用による効果額」が関税が減免されたことによるメリットです

※輸入国側での課税標準価格がインボイス価格と異なる場合は、実際に課される関税額は上記値とは異なります。

CLEAR!

調査対象品のEPAによる削減効果額が分かった！

この後は・・・

- ・削減効果の大きさ、費用対効果によって、実際にEPAを利用するべきかどうかの判断をしましょう
- ・EPAを利用すると決めたら、フェーズ2（生産者への依頼）へ進みます

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

## 用語解説

### 日商の企業登録について（利用協定が第三者証明制度の場合）

P12の解説の通り、第三者証明制度の場合には、日本商工会議所が輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給します。この時、必要な手続きは日本商工会議所の「第一種特定原産地証明書 発給システム」（以下、発給システム）と呼ばれるインターネット上のウェブサイトを通じて行います。

「発給システム」を利用するためには、事前にユーザー登録（ログインIDとパスワードの入手）の手続きが必要となります。この手続きを「企業登録」と呼びます。

EPAの利用を決定し、利用するEPAが第三者証明制度である場合で、かつ企業登録をしていない場合は、手続きを行ってください。なお、IDとパスワードは1社につき1つが発行されるので、過去に自社で企業登録を行っている場合には、新たに行う必要はありません。

詳しくは、日本商工会議所のHPを確認してください。※企業登録が完了するまでには、通常2週間程度かかります。

#### <日本商工会議所HP>

「企業登録」について：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

ステップ  
2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

▶応用1：複数協定でのEPA利用の確認

複数協定の中から選択できる場合は、EPA税率の小さいものを選ぶことで削減効果額が大きくなります。また、協定によって品目別原産地規則が異なるので、易しい品目別原産地規則を選ぶことで、基準をクリアしやすくなることも可能です。

※用語の解説はP28～30を参照

<例> ポリエステル織布 HSコード：5407.52 輸入国：ベトナム

輸出品	輸入国	MFN 税率	利用協定	EPA 税率	品目別原産地規則	用語解説
ポリエステル織布 (5407.52)	ベトナム	12%	日アセアン	0%	<b>CTH</b> (5407項又は5408項からの変更を除く。) (5401～5406までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。) / <b>SP</b> (産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び5407項若しくは5408項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること)	
			日ベトナム	0%		
			CPTPP	0%		
			RCEP	11.3%		

①EPA税率を比較

EPA税率は、RCEP以外の3協定が  
メリットあり◎

※稀にEPA税率がMFN税率より高い場合があるため、注意してください。(特に、RCEPの中国向け)

\*発効年(2022年)に適用される税率です。

当該品目は、発効年より段階的に税率の引き下げが行われ、2037年に0%になる予定です

②品目別原産地規則を比較

品目別原産地規則は、  
RCEP> 日アセアン/日ベトナム> CPTPP  
の順に易しい。

※品目別原産地規則の用語の解説はP35～43を参照

ステップ  
2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

▶応用2：EPA税率も品目別原産地規則も同じ場合

○二国間協定 VS 多国間協定

多国間協定で日本商工会議所から「原産品判定番号」を入手している場合、同一の産品であれば他の締約国への輸出の際にも同一の「原産品判定番号」を利用できるため\*1\*2、工数を削減できるメリットがあります。

例) タイに産品を輸出する際、RCEP協定に基づいて「原産品判定番号」を入手し、原産地証明書を取得した場合、他の国に同じ産品を輸出する際にも、RCEP協定を締結している国であれば、同じ「原産品判定番号」を基に、原産地証明書を取得することができます。(但し、産品の生産に関する情報に変更がないことが前提です。)

\*1 同一のHSコードであることが前提となります。HSコードは輸入国ごとに異なる場合がありますので、事前に各国へ確認する事を推奨します。

\*2 RCEPを利用する場合で、第3.26条に定める「税率差ルール」の対象品目である場合には、輸出先の仕向け国毎に判定依頼を取得する必要があります。(参照：日本商工会議所「RCEPの特定原産地証明発給に関するFAQ」JA.2-1)： [https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/rcep\\_faq.pdf](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/rcep_faq.pdf))

○第三者証明制度 VS 自己証明制度

一般的な各証明制度のメリット、デメリットは以下の通りです。

証明制度	メリット	デメリット
第三者証明制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>原産性の証明内容について、日本商工会議所のチェックが入る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書の発給に手数料がかかる</li> <li>日本商工会議所への手続きの時間がかかる</li> </ul>
自己証明制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書を自社で作成するため、発給手数料がかからない</li> <li>リードタイムが短縮できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原産性の証明内容について、第三者のチェックが入らない</li> </ul>

▶応用3：EPA適用による効果額のメリットの享受について

EPA適用による効果額は、契約により異なりますが、多くが関税を納める輸入者に直接的なメリットとなります。一方で、フェーズ2で実施する輸出者側の工数は一定程度を要します。このメリットを享受する側（輸入者）と工数を要する側（輸出者）のギャップを埋めるために、両者でメリットを享受し合うことを検討してみてください！

【グループ会社間の場合】  
グループ全体の利益増加

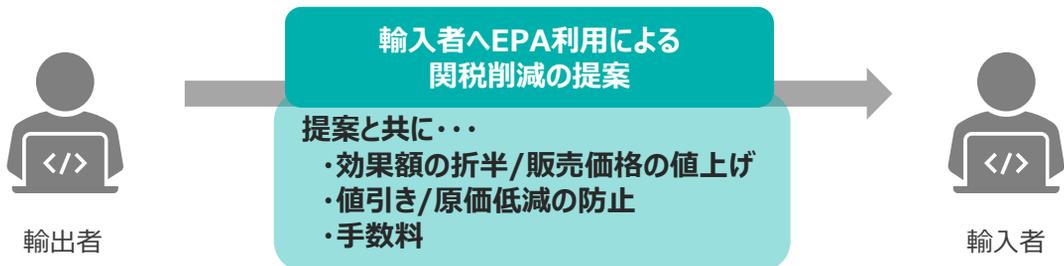
概要編 2.EPA活用のメリットも御覧ください  
ダウンロード▶【概要編】繊維業界

【グループ会社間以外の場合】

関税の削減メリットを、輸入者から依頼される前に、逆に輸入者へEPA利用による関税削減を提案してみましよう。

- ・現地での価格の引き下げによる販売量の増加
- ・現地での販売代理店の販売手数料の増加による販売量の増加
- ・EPA利用にかかる輸出者から輸入者へのコストの請求
- ・効果額の折半/輸出者から輸入者への販売価格の値上げ
- ・値引き依頼への対抗策としての提示

等、営業のツールとして使えます。見積もり段階で関税削減メリットを折込んでおくことも大切です。



**フェーズ**

**2**

**原産品であることの確認**

# 目次

## フェーズ 1 EPA利用の確認 (P8~21)

## フェーズ 2 原産品であることの確認 (P22~66)

D

Determine

### 原産資格調査

フェーズ2の目的	P24
作業手順	P25
例題	P26

ステップ1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認	P27
--------------	-----

ステップ2

品目別原産地規則  
(原産品と判断するための基準) を選ぼう！

(1) 品目別原産地規則の確認	P28
(2) 品目別原産地規則の選択	P34

ステップ3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入	
<b>標準フォーム3</b> 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)	P44
<b>標準フォーム4</b> 生産内容証明書	P44
-【CTCルール】	P45
<b>標準フォーム2</b> 材料情報の依頼・回答シート	P47
-【SPルール】	P60
(2) ルールをクリアすることの確認	
-【CTCルール】	P56
-【SPルール】	P61
(3) 後続の手続きの確認	P63
(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼 (第三者証明の場合)	P64

## フェーズ 3 証明書の用意 (P67~77)

+a

## その他の対応事項 (P78~81)

フェーズ2  
の目的

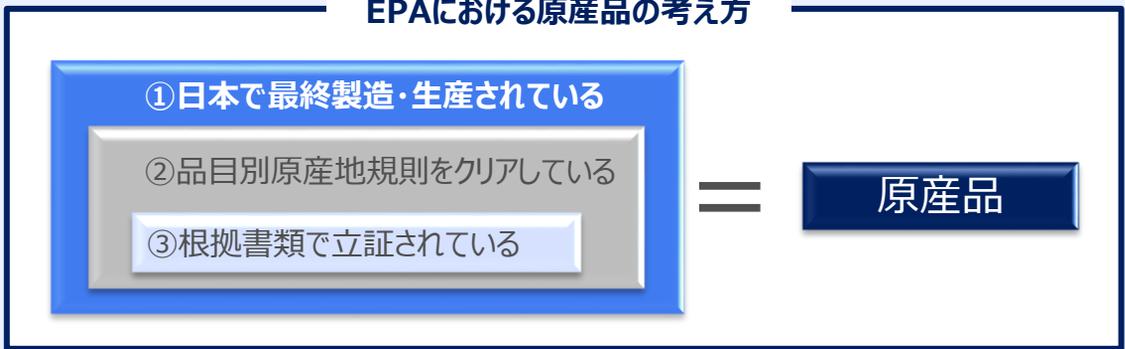
調査対象品が日本の原産品であることを証明しよう！

輸出者がEPAの原産地証明書を取得するためには、対象の産品が**日本の「原産品」であることが必要不可欠**です。

原産品であることを証明するには、以下の3つのルールを満たす必要があります。

- ①日本国内で最終製造・加工がされている
- ②品目別原産地規則（＝EPAで定められた原産品と認められるためのルール）をクリアしている
- ③品目別原産地規則をクリアしていることが根拠書類で立証されている

EPAにおける原産品の考え方



ここでは、社内の生産関連資料が必要となりますので、必要に応じて他の部署の協力も仰ぎながら進めましょう。



ポイント

原産品・非原産品

上記3つのルールを満たした場合に、その対象の産品を原産品といいます。反対に満たしていない場合、その産品を非原産品といいます。

原産材料

調査対象品に使われている材料が原産品である場合、その材料を原産材料といいます。原産材料として表記する場合も、当該材料が上記の3つのルールを満たす必要があります。

非原産材料

調査対象品に使われている材料が原産品の要件を満たさない、又は満たすかどうかを確認していない場合、その材料は非原産材料となります。



作業手順

大きく以下の3つのステップに沿って進めます。

ステップ 1  
日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認

- 用意するもの：調査対象品の生産場所と生産工程が確認できる社内資料（例：生産工程表等）
- 生産場所・生産行為を確認します



ステップ 2  
品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぶよう！

(1) 品目別原産地規則の確認

- インターネット（税関のホームページ）で検索し、適用できる品目別原産地規則を確認します

(2) 品目別原産地規則の選択

- 適用する品目別原産地規則を選択します

ステップ 3  
品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

- 用意するもの：
  - (CTCの場合) ① 標準フォーム3 原産性の確認資料（CTC証明用）
  - ② 調査対象品に使用されたすべての材料が確認できる社内資料（例：総材料表等）
  - ③ ステップ2で選択したルールに応じて必要となるその他資料
  - (SPの場合) ① 調査対象品の生産工程が確認できる社内資料（例：生産工程表等）
  - ② 各生産者から入手した「生産内容証明書」
  - ※輸出者が自ら作成する書類はありません

(2) ルールをクリアすることの確認



(3) 後続の手続きの確認

- 利用する協定が採用する証明制度によって、手続きが異なります

第三者証明

自己証明

(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼

日商からの承認をもって確認完了！

自社で原産品であることの確認完了！

作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



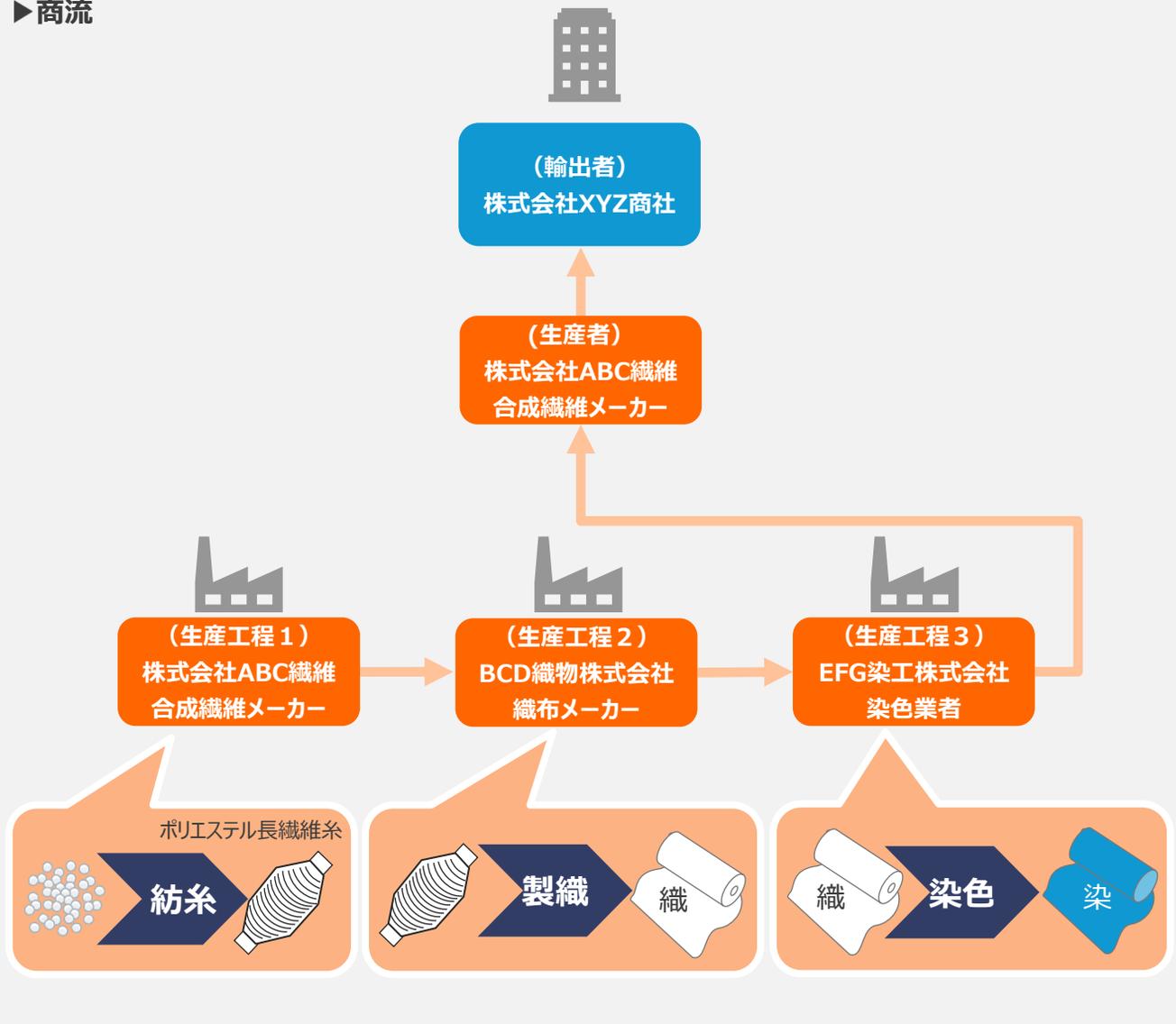
例題

(自社) この製品の原産資格調査を実施しよう!

- 製品 : ポリエステル織布 (青)
- 輸出先 : ベトナム
- HSコード : 5407.52
- 利用協定 : 日アセアン



▶ 商流



ステップ 1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認

- 調査対象品の生産場所と生産工程が確認できる社内資料（例：生産工程表等）を用意します
  - 以下の2点を満たしているかどうかを確認します
- ※ここで確認する工場の住所は、ステップ3で必要となります

① 最終工程の生産工場の所在地が日本国内である

② 十分な生産行為を行っている

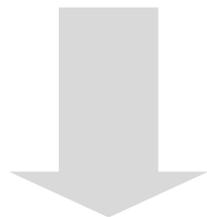
（生産工程表の例）

	紡糸・紡績	紡糸	染色～出荷まで	
製造場所	株式会社ABC繊維 福井工場 福井県福井市工場 町1-1-1	BCD織物株式会社 福井工場 福井県福井市工場町1-1-1	EFG染工株式会社 坂井工場 福井県坂井市工場町5-5-5	
生産工程				



ポイント

最終加工・工程が海外で行われている場合は、**非原産**です。  
十分な生産行為かどうかについては、以下のリンクを参照してください。  
FTA Port用語集より「原産資格を与えることとならない作業」：  
<https://jaftas.jp/glossary/epa-word120/>



最終加工・工程が  
日本で行われている  
ことが確認できた！

ステップ2へ進む



海外で生産されていた

残念ながら・・・非原産  
EPAは利用できません

ステップ  
2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

(1) 品目別原産地規則の確認

用語解説

- インターネット（税関のホームページ）で検索し、適用できる規則を確認します

確認方法

- 原産地規則ポータル（日本税関）：<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>  
※原産地規則ポータルの利用方法はP32～33を参照

用語解説

品目別原産地規則とは

品目別原産地規則とは、製品に対して実質的な製造・加工等が行われているかを客観的に判断するためのルールの中で、繊維分野では、主に「CTCルール」、「SPルール」と呼ばれる基準が設定されています。品目別原産地規則は協定ごと・HSコードごとに定められています。

用語解説

CTCルール  
(関税分類変更基準)

用語解説

SPルール  
(加工工程基準)

キーとなるのは、“協定年次版の”HSコード6桁！？

用語解説

品目別原産地規則は、上記の通り協定ごと・HSコードごとに定められていますが、このHSコードは、協定年次版のHSコードがキーとなります。

ステップ  
2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

用語解説

CTCルールとは

CTC : Change in Tariff Classification

日本語では「関税分類変更基準」と呼ばれ、製品とその製品の材料のHSコードを比較して、番号が異なっていれば、実質的な製造・加工が行われたとして、構成部材の調達先や原産国に関わらず、原産品と認められるルールです。

CTCルールの変更のレベルは3種類あります。

CC	他の類（上2桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTH	他の項（上4桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTSH	他の号（上6桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が異なっている

CC : Change of Chapter

CTH : Change of Tariff Heading

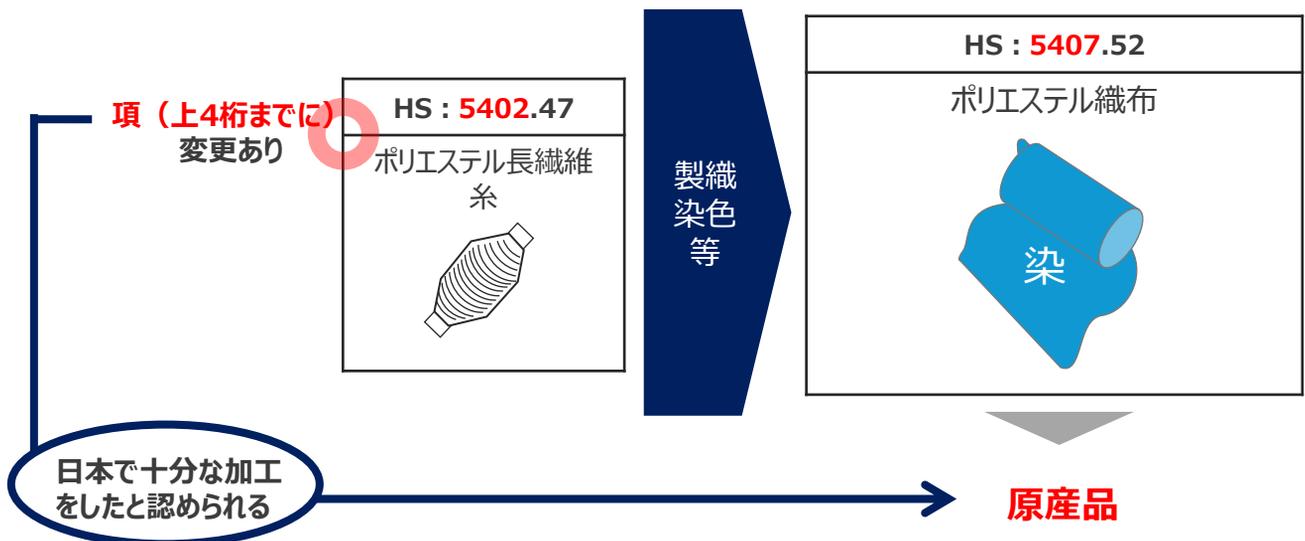
CTSH : Change of Tariff Sub-Heading

\* 産品を構成する全ての材料がCTCルールを満たしている必要があります。ただし、デミニマスルールを利用できる場合は、例外的対応をすることが認められています。

（注）繊維製品の場合は、上記に加えて、さらに特定の加工要件を満たしていることを確認する必要が要求されるケースが多いです。

例：CTH（項/上4桁変更）の場合（RCEP ポリエステル織布 HS:5407.52）

ポリエステル織布を構成する全ての材料（ポリエステル長繊維糸）のHSコードから、ポリエステル織布のHSコードへ、協定基準値の必要な桁数変更しているため、ポリエステル織布は原産品と認められる。



ステップ  
2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

用語解説

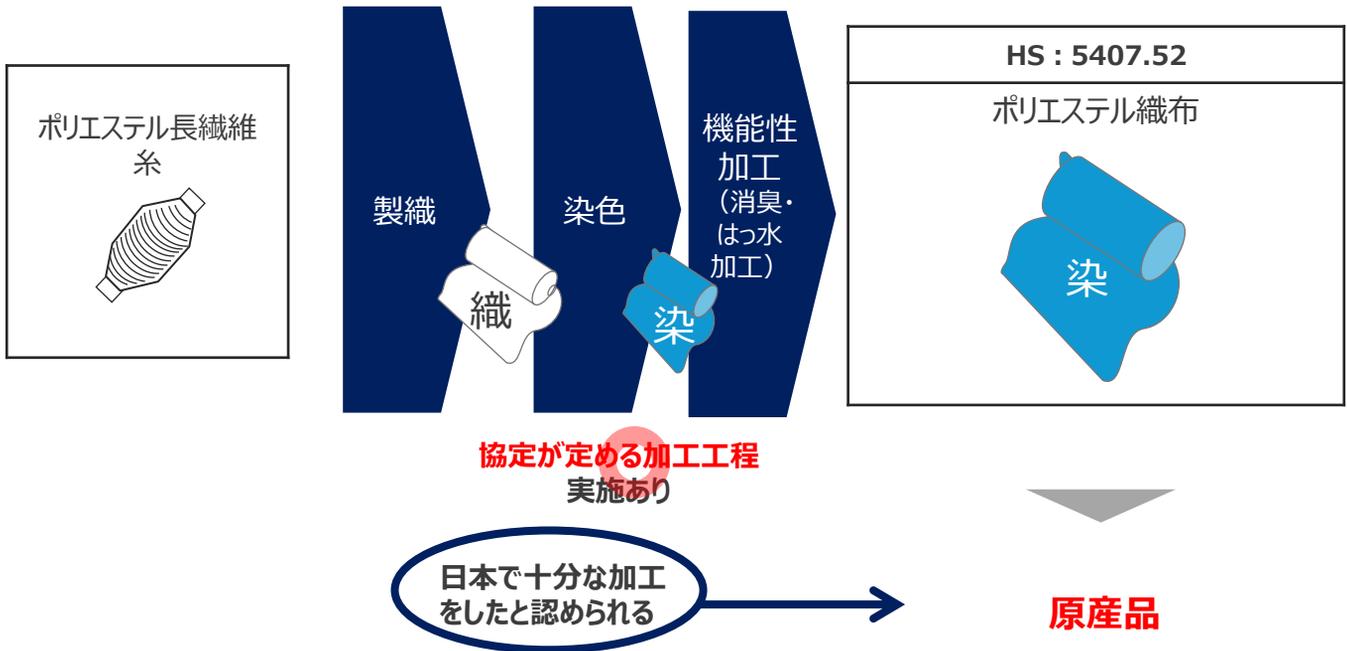
SPルールとは

SP : Specific Production

日本語では「加工工程基準」と呼ばれ、製品の材料に、特定の加工工程が施されていれば、実質的な製造・加工が行われたとみなすルールです。

例：製織と染色を求める場合（日アセアン ポリエステル織布 HS:5407.52）

ポリエステル織布が、その材料（ポリエステル長繊維糸）から生産される過程で、協定が定める必要な加工が施されているため、ポリエステル織布は原産品と認められる。



品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

用語解説

協定年次版のHSコードとは

HSコードは約5年に一度、一部品目について名称・分類が改定され、輸出入通関時は最新版のHSコードが適用されます。EPAを利用する際には、各協定で定められたHS年版のHSコードを調べる必要があります。これが、「協定年次版のHSコード」です。

品目別原産地規則を調べるためには、先頭6桁が必要となります。フェーズ1のHSコード（最新年次版）とは異なる場合もありますのでご注意ください。各協定のHS年次は、下表の通りです。

2002年版 (HS2002)	2007年版 (HS2007)	2012年版 (HS2012)	2017年版 (HS2017)		2022年 (HS2022)
日シンガポール協定 日メキシコ協定 日マレーシア協定 日チリ協定 日ブルネイ協定 日フィリピン協定	日スイス協定 日ベトナム協定 日インド協定 日ペルー協定	日オーストラリア協定 日モンゴル協定 CPTPP	日米貿易協定 日EU協定 日英協定 日タイ協定	日アセアン協定*1 日インドネシア協定*2	RCEP*3 ※2022年1月1日 新設（最新版 HS）

\*1 日アセアン協定は、2023年3月1日より2002年版から2017年版に変更されました。  
\*2 日インドネシア協定は、2024年2月5日より2002年版から2017年版に変更されました。  
\*3 RCEP協定は、2023年1月1日より2012年版から2022年版に変更されました。

確認方法

【原則】 輸入国税関へ確認（輸入者を通じて問合せをしてください）

【参考】 以下のWebサイトで確認することも有用ですが、その場合はあくまでも参考情報としてお取り扱いください。

- 輸入国税関へ確認（輸入者を通じて問合せをしてください）
- WCO : HS Tracker ( <https://hstracker.wto.org/> )
- FTA Port : HS LAB ( <https://jaftas.jp/hslab/> )

輸入国で認められたHSコードであることが重要！

どのHSコードに該当するかの解釈権限は、最終的には輸入国税関になるため、上記の4つの確認方法は、あくまでも参考情報です。初めて輸出入取引を行う際には、実際に取引を行う前に、原則の方法で確認をすることを推奨します。

ステップ  
2

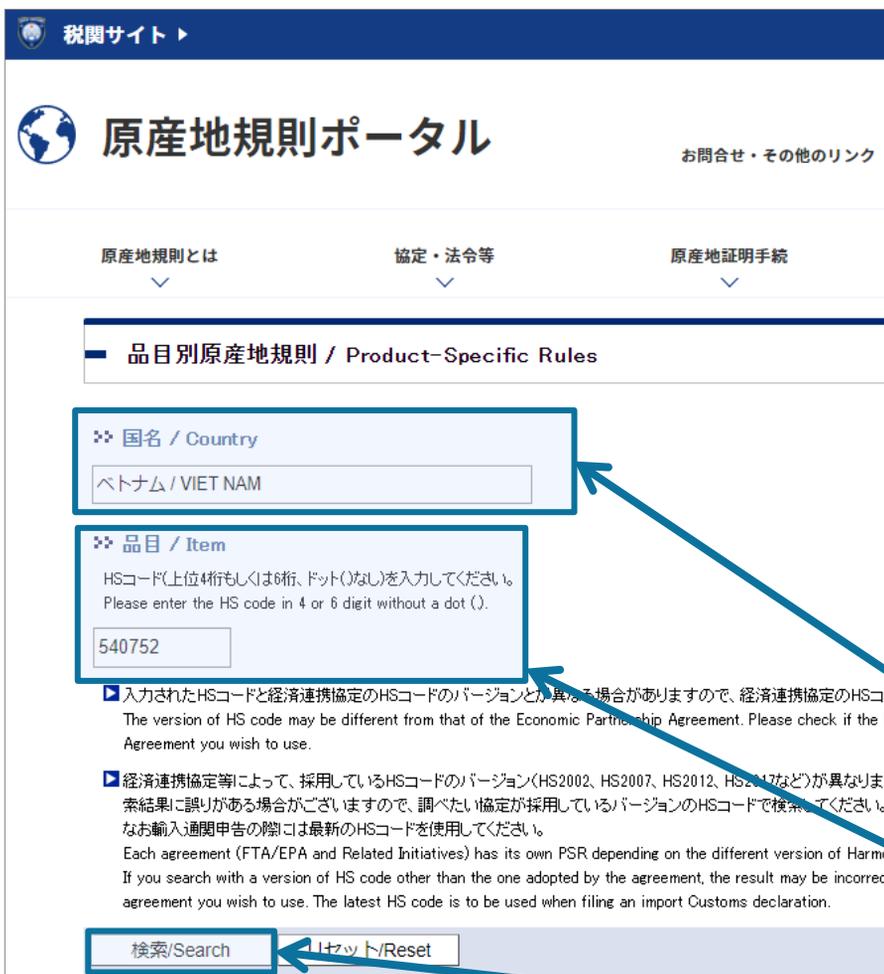
品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

<品目別原産地規則の検索方法>

原産地規則ポータルでの確認方法

日本税関の「原産地規則ポータル」において、以下の手順により確認することができます。

例：ポリエステル織布（HS：5407.52）をベトナムに輸出する場合の品目別原産地規則の調べ方



「原産地規則ポータル」で検索  
又は以下URLへアクセスする  
<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

“目的別に探す”から  
「品目別原産地規則の検索」  
をクリック

品目別原産地規則  
の検索

「国名」を選択

「品目」  
(協定年次版HSコード6桁)  
を入力

検索

利用協定のタブをクリック  
(複数ある場合)



ステップ 2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

(つづき)

例：日アセアン協定を選択

HS2002				日アセアン包括的経済連携協定(HS2002) / ASEAN-Japan CEPA (HS2002)		
部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
11	54			人造繊維の長繊維及びその織物 Man-made filaments		
			5407	合成繊維の長繊維の糸の織物(第5404項の材料の織物を含む。) Woven fabrics of synthetic filament yarn, including woven fabrics obtained from materials of heading 5404		
			540752	その他の織物(テクスチャード加工をしたポリエステル長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。) Other woven fabrics, containing 85 % or more by weight of textured polyester filaments	OTH(第五四・〇七項及び第五四・〇八項からの変更を除く。)(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)又は、 製品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること(CTCを必要としない。)	第11部注 / Section 11 Note
				Dyed	OTH(第五四・〇七項及び第五四・〇八項からの変更を除く。)(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)又は、 製品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること(CTCを必要としない。)	

各協定の  
品目別原産地規則  
を確認する

各規則の解釈  
(次ページ参照)

2以上の規則が選択可能な場合は、  
1つを選択

540752	その他の織物(テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。)	<p><b>CTCルール</b></p> <p>OTH(第五四・〇七項及び第五四・〇八項からの変更を除く。)(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)又は、</p> <p><b>SPルール</b></p> <p>製品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること(CTCを必要としない。)</p>
	Other woven fabrics, containing 85 % or more by weight of textured polyester filaments	
	浸染したもの	

ステップ  
2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

## (2) 品目別原産地規則の選択

### CTCルール

CTH(第54・07項から第54・08項までの各項からの変更を除く。)  
(第54・01項から第54・06項までの各々の当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、もしくはなせんされる場合に限る。)

又は

### SPルール

産品が完全に浸染され、若しくはなせんされていること及び  
第54・07項若しくは第54・08項までの非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること



### ポイント

2つの規則が「又は」で繋がれて規定されている場合には、  
**どちらか一方を選択**して、選択した規則 1 つを満たせばよいこととなります。

## 補足事項

繊維製品の品目別原産地規則、特にCTCルールでは、**通常のCTCのHSコード変更要件（P35条件①）に加えて「加工条件」が加わり、複雑なルールになっている傾向があります。**そのため、**条件を丁寧に解釈していくことが重要です。**

### <CTCルールにおいて追加されている主な条件>

#### ■特定のHSコードからの変更が認められないケース（除外規定） P35条件②

特定のHSコードについては、材料として含まれているだけで品目別原産地規則がクリアされません。この場合は、デミニマス（57頁）等の救済規定が適用できるかの検討が必要になります。

#### ■特定のHSコードに対して特定の加工からの変更が要求されるケース P35条件③

特定のHSコードについては、指定する地域内で特定の加工が要求される場合があります。この場合は、該当するHSコードの材料について、仕入先へ依頼して、生産内容証明書入手することで、当該工程を行った場所を証明します

### ※経済産業省 繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/gensanchi/guideline\\_for\\_textile\\_and\\_apparel.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/guideline_for_textile_and_apparel.pdf)

繊維製品の品目別原産地規則のさまざまな種類の解説が掲載されていますので、参照ください

ステップ  
2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

▶ 品目別原産地規則の解説

CTCルール

1) 条件の整理

条件① 条件②

CTH （第54・07項から第54・08項までの各項からの変更を除く。）

条件③

（第54・01項から第54・06項までの各項の当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、もしくはなせんされる場合に限る。）

2) 各条件の確認

条件① 輸出品と材料のHSコードが項（上4桁）で変更されていること

CC	他の類（上2桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTH	他の項（上4桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTSH	他の号（上6桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が異なっている

条件② HSコードが5407～5408に該当する材料が含まれてはならない。  
（※5407～5408に該当する材料であっても、原産材料であれば大丈夫です。ただし、利用協定に基づいて原産材料としての立証が必要となります）

条件③ その他、HSコード5401～5406に該当する材料の場合は、日本またはASEAN構成国で完全に紡績または浸染（＝染色）もしくはなせん（＝プリント）されること

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

SPルール

1) 条件の整理

条件①

産品が完全に浸染され、若しくはなせんされていること及び

条件②

第54・07項若しくは第54・08項までの非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること

2) 各条件の確認

条件① 浸染（＝染色）またはなせん（プリント）の加工がされていること

条件② 材料が、日本またはASEAN加盟国で完全に製織されること

補足事項

アパレル製品の品目別原産地規則に関する補足事項

アパレル製品の場合は、今回の例題であるポリエステル織布よりも構成材料が多くなるケースがありますが、以下の協定においては、原則として、製品の「関税分類を決定する構成部分」以外については、CTCルールやSPルールをクリアしているかどうかを判断する際に、考慮する必要はありません。

<対象となる協定>

日シンガポール協定、日メキシコ協定、日マレーシア協定、日チリ協定、日タイ協定、日インドネシア協定、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日フィリピン協定、日ベトナム協定、日ペルー協定、CPTPP、日英協定

※「関税分類を決定する構成部分」については、以下を参照してください。

日本税関 原産地規則ポータル 原産地規則解釈例規  
<https://www.customs.go.jp/roo/text/reiki/index.htm>

<https://www.customs.go.jp/roo/text/reiki/reiki2.pdf>

[https://www.customs.go.jp/roo/text/reiki/roojirei\\_6103\\_001.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/text/reiki/roojirei_6103_001.pdf)

ステップ  
2

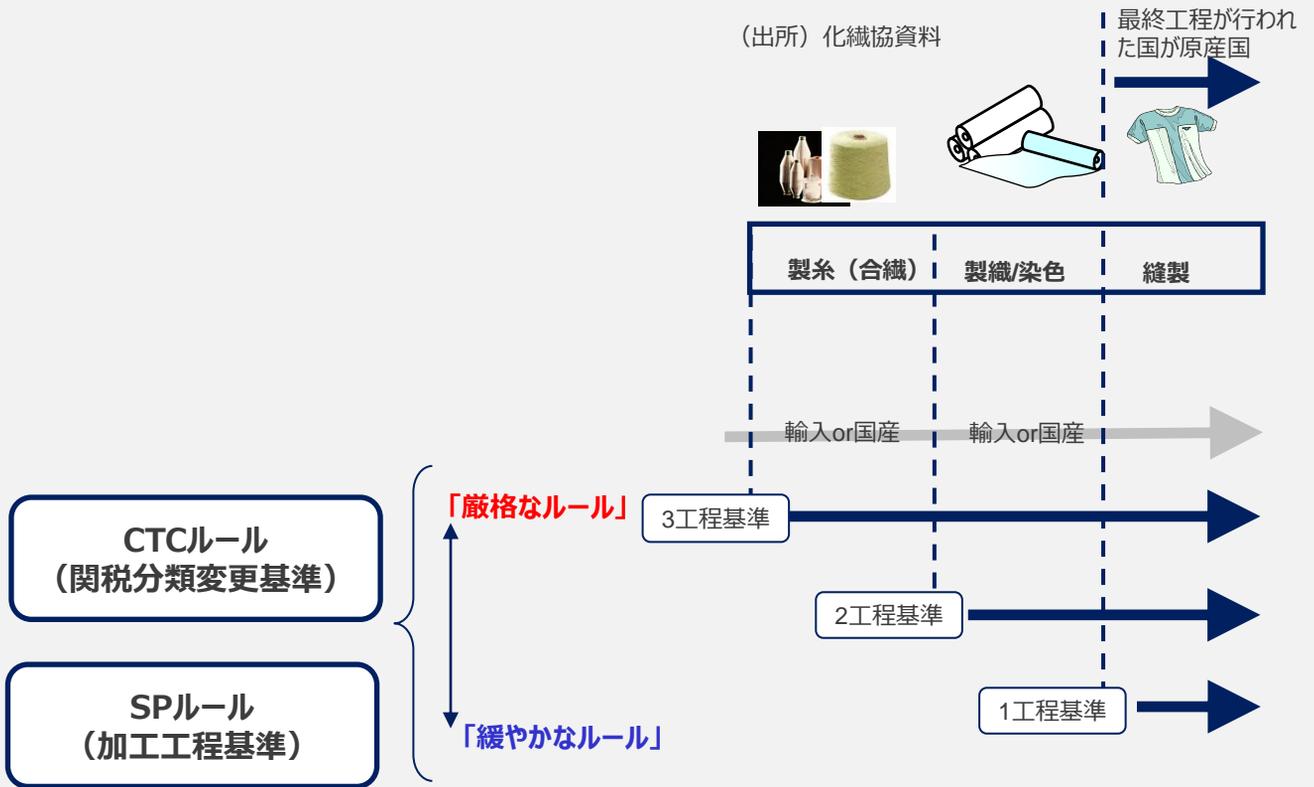
品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）をしよう！

補足事項

繊維製品の品目別原産地規則をクリアするには

繊維分野のCTCルール、SPルールでは、日本でどの程度の工程を実施したかで品目別原産地規則がクリアできるかどうかが決まります。

例えば、衣類を輸出する場合、1工程基準であれば、縫製を実施することで、締約国の原産品となります。RCEPで採用され、一番緩やかな基準となります。2工程基準の場合、製織・編立及び縫製の2工程を実施していることで、締約国の原産品となります。最も多くの協定で採用されています。3工程基準の場合は、製糸以降縫製まですべてを締約国で生産しなければクリアできず、CPTPPのみで採用され、最も厳格なルールとなります。



品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

補足事項

協定別の主な品目別原産地規則

繊維分野での各協定別の主な品目別規則は以下の通りです。

相手国	第三者証明制度			自己証明制度	相手国	第三者証明制度		自己証明制度	
	二国間	日アセアン	RCEP	CPTPP		二国間	RCEP	二国間	CPTPP
マレーシア	CTC/SP (2工程)	CTC/SP (2工程)	CTC (1工程)	CTC (3工程)	オーストラリア	CTC (2工程)	CTC (1工程)	CTC (2工程)	CTC (3工程)
タイ	CTC/SP (2工程)	CTC/SP (2工程)	CTC (1工程)		ニュージーランド		CTC (1工程)		CTC (3工程)
フィリピン	CTC/SP (2工程)	CTC/SP (2工程)	CTC (1工程)		ペルー	CTC (3工程)			CTC (3工程)
ベトナム	CTC/SP (2工程)	CTC/SP (2工程)	CTC (1工程)	CTC (3工程)	メキシコ	CTC (3工程)			CTC (3工程)
ブルネイ	CTC/SP (2工程)	CTC/SP (2工程)	CTC (1工程)	CTC (3工程)	チリ	CTC (2工程)			CTC (3工程)
シンガポール	CTC/SP (3工程)	CTC/SP (2工程)	CTC (1工程)	CTC (3工程)	カナダ				CTC (3工程)
ミャンマー		CTC/SP (2工程)	CTC (1工程)		アメリカ			-	
ラオス		CTC/SP (2工程)	CTC (1工程)		EU			SP (2工程)	
カンボジア		CTC/SP (2工程)	CTC (1工程)		スイス	CTC (2工程)			
インドネシア	CTC/SP (2工程)	CTC/SP (2工程)	CTC (1工程)		イギリス			SP (2工程)	
インド	SP (2工程)				中国		CTC (1工程)		
モンゴル	SP (2工程)				韓国		CTC (1工程)		

ステップ  
2

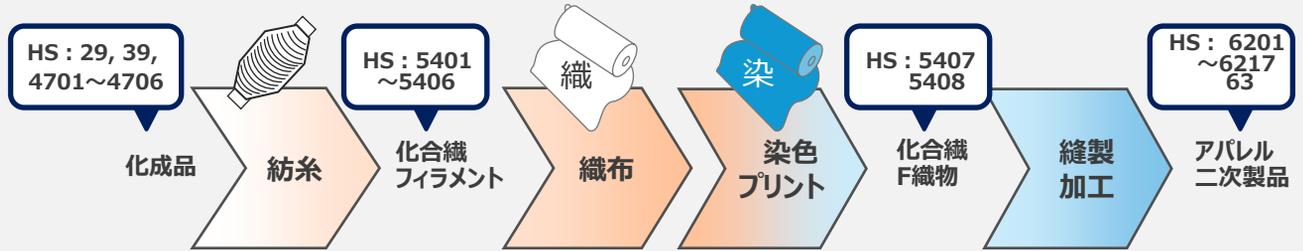
品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

補足事項

(\*日タイ、日ベトナム、日マレーシア、日フィリピン、日インドネシア も同じ)

日アセアン協定\* 原産品となるための必須工程（代表例）

(出所) 化繊協会資料



品目	原産地が付与されるために 域内（EPA締約国内）で行うことが必須の工程（代表例）			
	製糸or紡績	織布or編立	染色*仕上げ	縫製
糸				
織物/編物				
カーペット等 紡織製品				
衣類 (布帛製/ニット製)				
家庭用品				

\*染色、なせん（プリント工程）を経る場合 さらに以下の2つ以上の準備・仕上げ工程を伴う必要あり。

No.	加工名称	No.	加工名称	No.	加工名称
1	抗菌防臭加工	2	防融加工	3	防蚊加工
4	抗ピル加工	5	帯電防止加工、制電加工	6	しわ加工
7	漂白	8	ブラッシング	9	パフ加工
10	抜蝕加工、オパール加工	11	カレンダー仕上げ	12	圧縮収縮仕上げ
13	防しわ加工	14	蒸じゅう、デカタイジング	15	消臭加工
16	イージーケア加工	17	エンボス加工	18	エメリ加工
19	難燃加工	20	植毛、フロック加工、電着加工	21	発泡なせん
22	液体アンモニア加工	23	マーセライズ加工	24	制菌加工
25	縮じゅう	26	モアレ仕上げ	27	透湿防水加工
28	はつ油加工	29	オーガンジ加工	30	減量加工
31	芳香加工	32	リラックス加工	33	リップル加工
34	シュライナ加工	35	せん毛、シャリング	36	防縮加工
37	ソイルガード加工（SG加工）	38	ソイルリリース加工（SR加工）	39	ストレッチ加工
40	防ダニ加工	41	UVカット加工	42	W&W加工
43	吸水加工	44	防水加工	45	はっ水加工
46	ウエットデカタイジング	47	防風加工	48	針布起毛

ステップ  
2

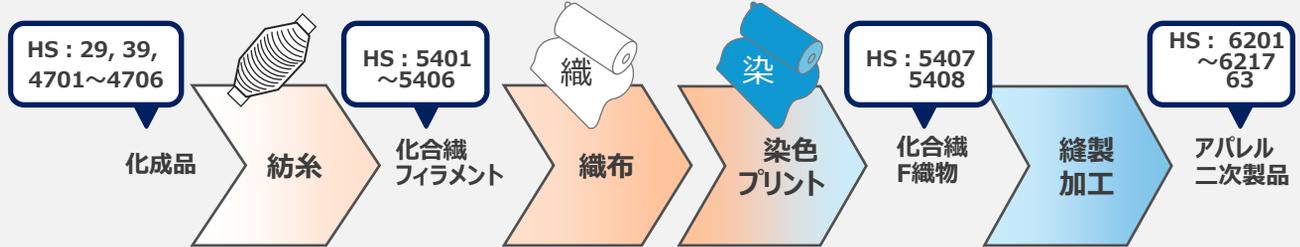
品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

補足事項

日インド協定

原産品となるための必須工程（代表例）

（出所）化繊協会資料



品目	原産地が付与されるために 域内（EPA締約国内）で行うことが必須の工程（代表例）			
	製糸or紡績	織布or編立	染色*仕上	縫製
糸	■			
織物/編物		■	■	
カーペット等 紡織製品	■	■		
衣類 (布帛製/ニット製)		■	■	■
家庭用品		■	■	■

\*染色、なせん（プリント工程）を経る場合 さらに以下または類似の作業を2つ以上の準備・仕上げ工程を伴う必要あり。

No.	加工名称	No.	加工名称	No.	加工名称
1	漂白	2	防水加工	3	蒸じゅう
4	デカダイジング	5	収縮仕上げ	6	マーセライズ加工
7	その他				

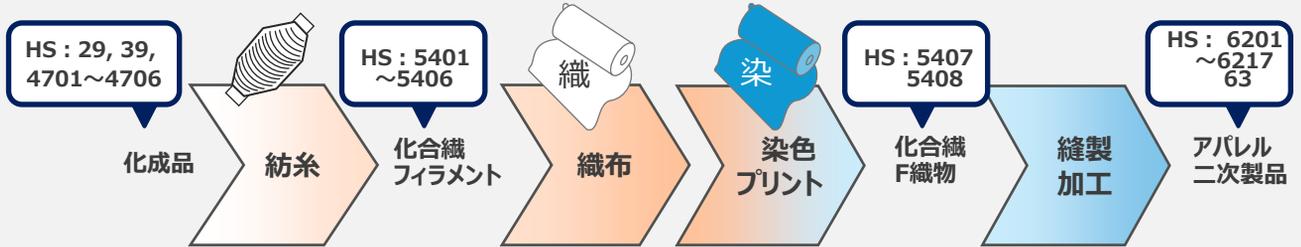
ステップ  
2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

補足事項

日EU・日英協定 原産品となるための必須工程（代表例）

（出所）化繊協会資料



品目	原産地が付与されるために 域内（EPA締約国内）で行うことが必須の工程（代表例）			
	製糸or紡績	織布or編立	染色*仕上	縫製
糸	■			
織物/編物		■		
カーペット等 紡織製品	■	■		
衣類 (布帛製/ニット製)		■	■	■
家庭用品		■	■	■

\*なせん(独立の作業)で原産性を証明する場合、さらに以下に挙げる作業のうち少なくとも二つ以上をおこなうこと、生産において使用された全ての非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%以内であることが必要

No.	加工名称	No.	加工名称	No.	加工名称
1	精練	2	漂白	3	マーセライズ加工
4	ヒートセット	5	起毛	6	カレンダー仕上げ
7	防縮加工	8	永久加工	9	デカタイジング（蒸じゅう）
10	染み込ませ	11	補修	12	シャリング（剪毛）
13	毛焼き	14	エア-タンブラー加工	15	乾燥幅出し機による加工
16	縮じゅう	17	蒸気による収縮加工	18	ウェットデカタイジング（煮じゅう）等

ステップ  
2

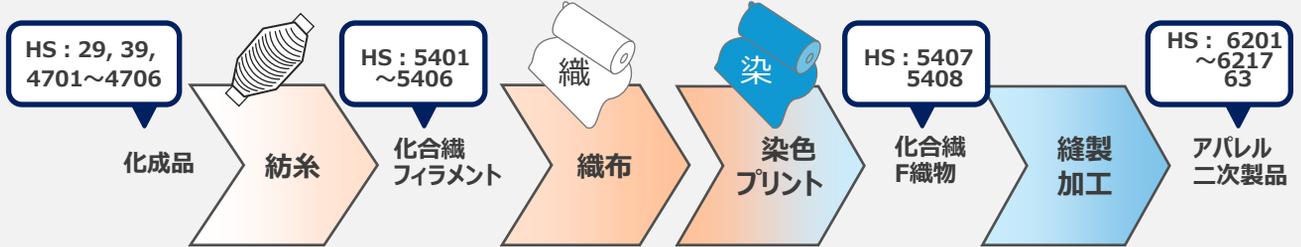
品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

補足事項

CPTPP

原産品となるための必須工程（代表例）

（出所）化繊協会資料



品目	原産地が付与されるために 域内（EPA締約国内）で行うことが必須の工程（代表例）		
	製糸or紡績	織布or編立（染色仕上げ含む）	縫製
糸			
織物/編物			
布帛製衣類			
ニット製衣類			

ステップ  
2

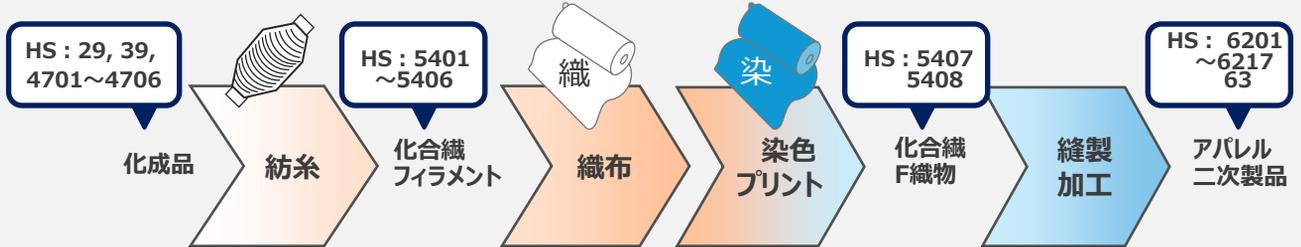
品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

補足事項

RCEP

原産品となるための必須工程（代表例）

（出所）化繊協会資料



品目	原産地が付与されるために 域内（EPA締約国内）で行うことが必須の工程（代表例）			
	製糸or紡績	織布or編立	染色仕上	縫製
糸				
生機				
染織物・染編物				
布帛製衣類				
ニット製衣類				

ステップ 3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

- ステップ2で選択した品目別原産地規則（CTCルール or SPルール）のフォームを用意します  
※CTCルールであっても、SPルール用の標準フォーム（生産内容証明書）が必要となる場合もあります

CTCルール

標準フォーム3 原産資格調査の確認資料（CTC証明用）

【フォームダウンロード】

経済産業省HP

「申請手続における提出書類等の例示と留意事項」

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html)

CTC対比表フォーマット（EXCEL形式：452KB）

証明方法は  
P45～

原産地の確認資料（CTC証明用）

1. 原料作成者（特定装機者）情報			
(1) 原料作成者名	(2) 原料作成者名	(3) 原料作成者名	
(4) 原料作成者メールアドレス	(5) 原料作成者電話番号	※1：255のみの入力	
2. 生産者情報			
(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名	
(4) 生産工場住所			
3. 協定名、輸入機関			
(1) 使用協定	(2) 輸入機関	※2：日AEC/A協定の場合は必須	
4. 製品情報			
(1) 品名	(2) HSコード	(3) 使用判定標準	
5. CTCによる判定作業			
(1) 使用材料名称	(2) CTC-1 品名	(3) 産原・非産原の判定 結果 非産原又は 産原性未判定	(4) 原産材料の根拠(サプライヤー名)

SPルール

標準フォーム4 生産内容証明書（SP証明用）

【フォームダウンロード】

[https://jaftas.jp/epamannual\\_textileform/](https://jaftas.jp/epamannual_textileform/)

証明方法は  
P60～

繊維及び同製品に係る生産内容証明書

会社名  
住所  
代表者名  
(印)  
(印)  
(印)  
(印)  
(印)

下記の事項につき、事実と相違がないを証明します。

1. 品名  
2. 数量(単位)

3. 生産内容(単位)

品名	内容
品名	生産国
	工場名
	生産数量
	生産時期
	生産日
品名	生産国
	工場名
	生産数量
	生産時期
	生産日
品名	生産国
	工場名
	生産数量
	生産時期
	生産日

(注1) 生産する品目の品名を正確に入力してください。  
(注2) 数量又は数量の単位を併記し、「単位」欄に、JANコードの4桁目以降の数字をそのまま入力してください。  
※4桁目以降の数字が4桁目以降の0～9の数字。

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入\_記入1-4

- フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

**記入1** ▼ 1. (1) ~ (5) に、自身の情報を記入します

1. 資料作成者 (判定依頼者) 情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
株式会社XYZ商事	鈴木 花子	XYZ-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5) 資料作成者電話番号	承認者氏名 (任意入力)
xxxxxxx@xyz.co.jp	0776-XXX-XXXX	管理 太郎

**記入2** ▼ステップ1で確認した生産場所の情報をもとに、2. (1) ~ (4) を記入します  
複数の生産場所となる場合は、最終生産場所を記載

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
株式会社ABC繊維	日本	福井工場
(4) 生産工場住所		
福井県福井市工場町1-1-1		

**記入3** ▼依頼書で確認した情報をもとに、3・4の各 (1) ~ (2) を記入します

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
日アセアン協定	ベトナム

**記入4**

4. 産品情報

▼4. (3) に、ステップ2で確認した品目別原産地規則を記入します

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
ポリエステル織布 (青)	5407.52	CTH 4桁変更

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入\_記入5

- フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

記入5 ▼ 5. (1)、(3) を記入します

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
ポリエステル長繊維糸			○	
青色の染料			○	
薬品A			○	
.....			○	

工程	材料
製織工程	ポリエステル長繊維糸
	青色の染料
	薬品A
さらし工程	.....
	.....
	.....

(1) 使用材料名称

総材料表等を参照し、生産に使用した全ての材料を列挙します。

(3) 原産・非原産の区別

ここは全て「非原産又は原産性未確認」に○をつけてください。  
(原産材料として、サプライヤー証明書を手に入れた場合のみ、原産に○をつけます。)



ポイント

材料が分からない場合は、生産者から情報を入手してください。  
その際、標準フォーム【2】材料情報の依頼・回答シートに必要事項を記入の上、  
生産者に送付するとスムーズです。次のページでフォームを紹介しています。



※場合によっては、後に出てくる「生産内容証明書」の入手も必要になるケースもあります。

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

▶ 生産者から材料情報を入手する方法

標準フォーム2

材料情報の依頼・回答シート    ダウンロード▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_textileform/](https://jaftas.jp/epamannual_textileform/)

上半分が、**輸出者（依頼者）**の記入箇所です。

下半分は、**生産者（回答者）**が材料情報を記入して回答します。

生産者用のマニュアルも一緒に送付！

[https://jaftas.jp/textile\\_manual\\_producer/](https://jaftas.jp/textile_manual_producer/)



ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入\_記入6

- フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

記入6 ▼ 5. (2) HSコード を記入します

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
ポリエステル長繊維糸	5402		○	
青色の染料	3204		○	
薬品A	XXXX		○	
.....	XXXX		○	

確認方法

- 日本税関：輸出統計品目表 (<https://www.customs.go.jp/yusyutu/>)
- FTA Port：HS LAB (<https://jaftas.jp/hslab/>) (検索方法はP52参照)

<構成品・材料のHSコードを調べる際の注意事項>

① 構成材料が、デミニマスルールに該当する場合には、HSコードの検索・記入は不要です。

用語解説

解説は次ページ参照 ▶▶▶

② **ここで記入するHSコードは、協定年次版のHSコード (用語の解説はP31参照) でなければなりません。**  
 調べたHSコードの年次が協定年次版でない場合には、世界貿易機構 (World Trade Organization) が提供するWebサイト「HS Tracker」において、協定年次版のHSコードを確認してください。

③ 調べるHSコードの桁数は、CTCをクリアしているかどうかを判断するのに**必要な桁数で十分です。**

解説はP51参照 ▶▶▶

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

用語解説

デミニマスルールとは ※CTCルールの場合のみ適用可能

非原産材料の価額又は重量が、製品の価額又は重量に対して、利用する協定に規定されている割合を超えていないことを条件として、HSコードの変更が認められない場合であっても、調査対象品を原産品と見做す規定です。

詳細は、以下P63～を参照

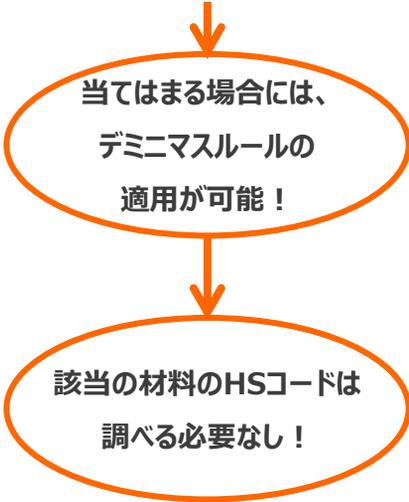
「我が国の原産地規則～EPA原産地規則（詳細）～」

2022年4月 財務省関税局・税関 [https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa\\_roo.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf)

例：ポリエステル織布（HSコード：5407.52）にデミニマスルールを適用する場合

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
ポリエステル長繊維糸	5402		○	
青色の染料	3204		○	
薬品A	XXXX		○	
.....	XXXX		○	

薬品Aについて、以下の条件に当てはまるかどうかを確認します！ ※各協定の条件は次ページ参照



※デミニマスルールを使用した場合には、標準フォーム【3】原産資格調査の確認資料の4. (4)に重量を記載してください

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(参考) 協定別デミニマスルールの規定

協定名	第50～63類
日シンガポール協定	製品の重量の7%以下
日メキシコ協定(※1)	関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合
日マレーシア協定	製品の重量の7%以下
日インドネシア協定	
日ブルネイ協定	
日フィリピン協定	
日チリ協定	
日スイス協定	
日タイ協定	製品の重量の10%以下
日アセアン協定	
日ベトナム協定	
日ペルー協定	
日オーストラリア協定	
日インド協定(※2)	製品の重量の7%以下 ※以下のHSコードは対象外 5001.00、5003.00、51.02、51.03、52.01～52.03、53.01、53.02
日モンゴル協定	製品の重量の10%以下
CPTPP(※1)	製品の重量の10%以下
日EU協定(※1、2)	製品の重量 * 1の10%以下
日英協定(※1、2)	* 1 二以上の基本的な繊維用繊維を含む場合、非原産である基本的な繊維用繊維の総重量が生産において使用される全ての基本的な繊維用繊維の重量の10% 以下 製品の工場渡し価額又はFOB価額の8%以下*2 *2 特定の繊維用繊維を用いた製品の製造にあたり、当該製品の項以外の項に分類される非原産の繊維用繊維（裏地及び芯地を除く）の場合
RCEP	・製品のFOB価額の10%以下 ・製品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該製品の総重量の10%以下

財務省関税局・税関「我が国の原産地規則～EPA原産地規則（詳細）～ 2022年4月」を基に加工して作成  
( [https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa\\_roo.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf) )

※1 以下の協定を利用する場合は、上記税関資料の該当ページの注釈も併せて確認してください。

-日メキシコ協定：P66の※6

-CPTPP：P69の※18～19

-日EU協定、日英協定：P69の※20～24

※2 日インド協定、日EU協定、日英協定については、SPルールを選択した場合にも、上記デミニマスルールの適用が可能です。

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

▶ 記入する材料のHSコードの桁数について

必ずしも6桁すべてを確認する必要はなく、対象品のHSコードと、材料のHSコードを比較し、CTCをクリアする桁数が変わっていることを検証できるレベルで確認ください\*。

ただし、HSコードは関税率表解説1にもとづき、4桁（項レベル）での判断が大原則です。そのため、4桁以上での分類にもとづく判断を推奨致します。

②原産性を判断するにあたり、「製品」と使用した「材料・部品」との間でHSコードが変更されている必要があるが、使用した「材料・部品」のHSコードについては、適用されるCTCルールに合わせ、必要な桁数の変更が確認できればよい。

2桁レベルの変更があれば、4桁レベルの変更は満たしている。

- (1) CC（2桁（類）レベルの関税分類変更基準）であれば、2桁
- (2) CTH（4桁（項）レベルの関税分類変更基準）であれば、2桁又は4桁
- (3) CTSH（6桁（号）レベルの関税分類変更基準）であれば、2桁、4桁又は6桁

出典：経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」2022年4月改訂を基に加工して作成

( [https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/gensanchi/roo\\_guideline\\_preservation.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf) ) ※P8を参照

(作業効率化)

繊維業界では、6桁全てのHSコードを調べなくても、CTCがクリアできることを確認できるケースが多い傾向にあります。

業界特有事項

すべて  
項（上4桁までに）  
変更あり

使用した全ての材料	
ポリエステル長繊維糸	5402
青色の染料	3204
薬品A	XXXX
.....	XXXX
・	・
・	・
・	・

製造

輸出品 (HS : 5407.52)

ポリエステル織布



日本で十分な加工  
をしたと認められる

原産品

\* 尚、検証では輸入国税関の判断により6桁のHSコードを求められるようなケースがあった場合は、適宜追加の求めに応じて対応するようにしてください。協定上、材料のHSコードにより、原産品であるかどうかを確認できることが、一番大事なポイントであり、4桁までしか記載していないことによりすぐに特惠待遇が否認されるものではありません。

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

<構成品・材料のHSコードの検索方法1>

HS LABでの確認方法

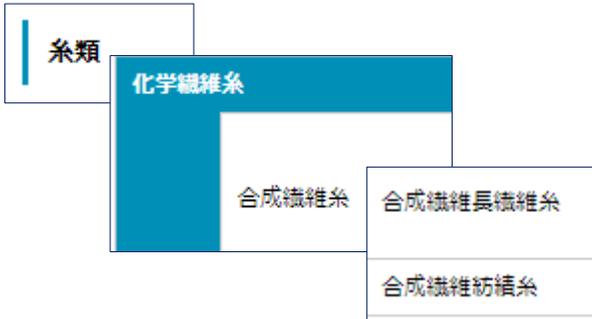
株式会社東京共同トレード・コンプライアンス社が提供するHSコードの検索サイト「HS LAB」でHSコードの候補とそれに関する定義等を確認することができます。



HS LAB  
以下のURLへアクセスする  
<https://jaftas.jp/hslab/>

Quick Searchの  
「繊維製品」を選択

一覧から該当する項目を  
探し、HSコード4桁を特定



糸	5402
単繊維 (67dtex以上、横断面1mm以下)、ストリップ	5404

(6桁レベルで調べたい  
場合はさらに・・・)

特定した4桁のコードを  
クリックし、協定と国を選択  
検索ボタンをクリック

協定  
日アセアン HS2002

国  
ベトナム

検索 (※この先は別タブで開きます)

一覧から該当する項目を探し、  
HSコード6桁を特定

54	人造繊維の長繊維及びその織物
5401	縫糸 (人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものではないかを問わない。)
5402	合成繊維の長繊維の糸 (67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを含むものとする。)
540210	強力糸 (ナイロンその他のポリアミドのものに限る。)
540220	強力糸 (ポリエステルのものに限る。)
540231	テクスチャード加工糸 -- ナイロンその他のポリアミドのもの (編成する単糸が50テックス以下のものに限る。)
540232	テクスチャード加工糸 -- ナイロンその他のポリアミドのもの (編成する単糸が50テックスを超えるものに限る。)
540233	テクスチャード加工糸 --ポリエステルのもの

最新の関税率表解説  
の確認はこちら  
<https://jaftas.jp/hscodet/user/code.php>

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

< 構成成分・材料のHSコードの検索方法2（化学品の場合） >

NITE-CHRIP&HS Trackerでの確認方法

材料（薬品類）のHSコードが不明な場合は、以下の①、②の手順で確認することができます。

① 独立行政法人製品評価技術基盤機構が提供するWebサイト「NITE-CHRIP（NITE化学物質総合情報提供システム）」において、物質の名称やCAS番号から特定する

※ 特定することができるのは、HSコード第28類、29類に該当する化学物質に限定されています

※ NITE-CHRIPに掲載されているHSコードの情報はHS2017に基づいています

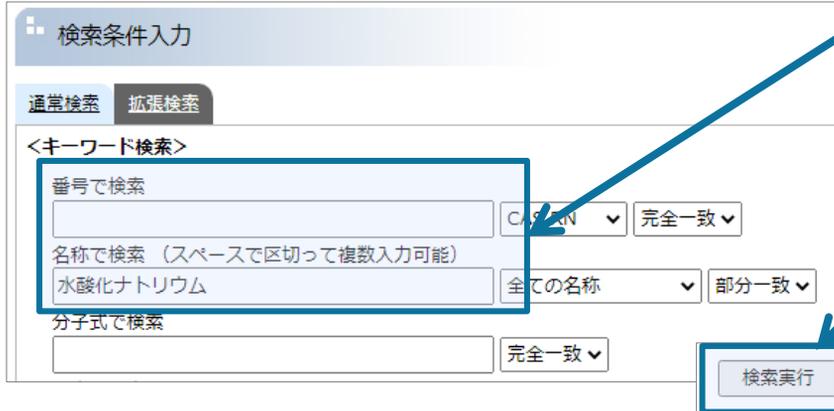
※ すべての化学物質やCAS登録番号に対するHSコードが確認できるわけではありませんのでご注意ください

②（協定年次版がHS2017以外の場合）

世界貿易機構（World Trade Organization）が提供するWebサイト「HS Tracker」において、協定年次版のHSコードを確認する

※ 協定年次がHS2017の場合には、②は不要です

例：水酸化ナトリウムのHSコードの調べ方



① NITE-CHRIP  
以下URLへアクセスする  
[https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

「化学物質から調べる」  
をクリック

<キーワード検索>において検索  
・CAS番号から調べる場合：  
「番号で検索」に番号を入力  
・物質の名称から調べる場合：  
「名称で検索」に名称を入力  
「検索実行」をクリック

「検索実行」をクリック

ステップ 3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(つづき)

独立行政法人製品評価技術基盤機構「NITE-CHRIP」を基に加工して作成  
([https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop))

中間検索結果 (CHRIP\_IDベース表示)

検索結果をダウンロード

他の法規制等に該当するものを表示

<<前のページ 全109件中 1-100件目 を表示中 次のページ>>

1ページに 100件 表示

No.	CHRIP_ID	CAS RN	物質名称
1	C005-175-59A	1310-73-2	水酸化ナトリウム
2	C005-175-59A	8006-28-8	石灰と水酸化ナトリウムの混合物
3	C006-783-35A	13637-90-6	ナトリウム-N-クロロスルファマートを主成分(約3.5%以下)とする、(水酸化ナトリウム水溶液とスルファミン酸の反応生成物)と次亜塩素酸ナトリウム水溶液の反応生成物
4	C032-461-08A	17273-33-5	ナトリウム-(ナフタレン-2-イル)アセタートを主成分とする、[窒素と1-(ナフタレン-2-イル)エタン-1-オンとモルホリンの反応生成物]と水酸化ナトリウムの反応生成物
5	C005-889-70A	22042-96-2	亜リン酸(又は三塩化リン)と2,2'-イミゾビス(エチルアミン)と塩酸と水酸化ナトリウムとホルムアルデヒドのN-(ホスホリメチル)イミゾビス(エチレンニトリル)テトラキス(メチレン)テトラホスホン酸のナトリウム塩を主成分とする反応生成物

候補の一覧から該当するものを選び、「No.」の欄の番号をクリック

検索結果が表示される。

「外国法規制情報」の中の「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)」に記載されているHSコードを確認する

水酸化ナトリウムのHSコード(2017年度版)は2815.11であることが分かった！

協定年次がHS2017の場合はここまでで完了

HS2017以外の場合は、次ページへ進み、さらに協定年次版のHSコードを確認する

検索結果

データのある情報欄のみ表示 データのない情報欄を含めて表示

検索結果をダウンロード

一般情報

国内法規制情報

外国法規制情報

危険物輸送に関する勸告

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)

HSコード 第6部「化学工業(類似の工業を含む。)の生産品」 データの説明

類	第28類	類の名称	無機化学薬品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
項	2815		水酸化ナトリウム(かせいソーダ)、水トリン酸ナトリウム
HSコード	2815.11	類	第28類
		項	2815
		HSコード	2815.11

※HSコードの協定年次(P31参照)が2017年以外の場合は、次へ進みます

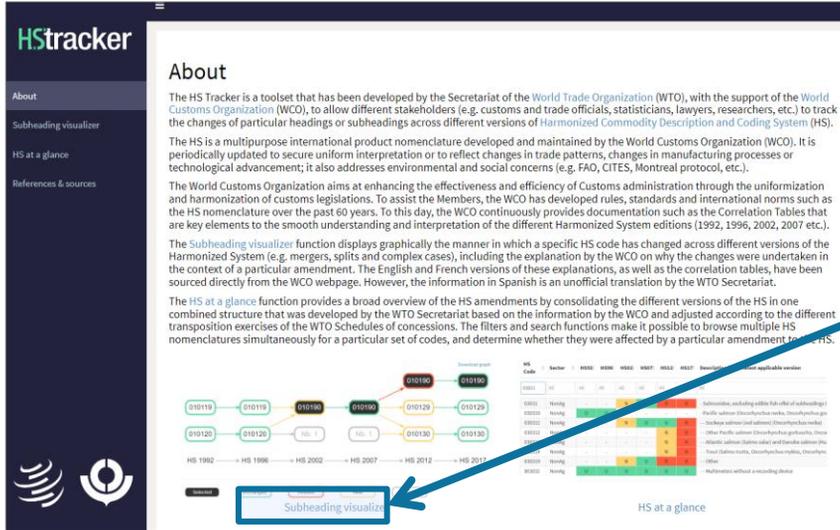


ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

※協定年次版がHS2017以外の場合（例 HS2012の場合）



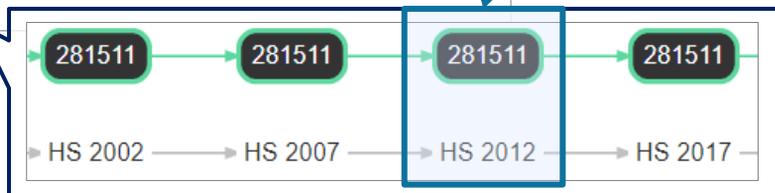
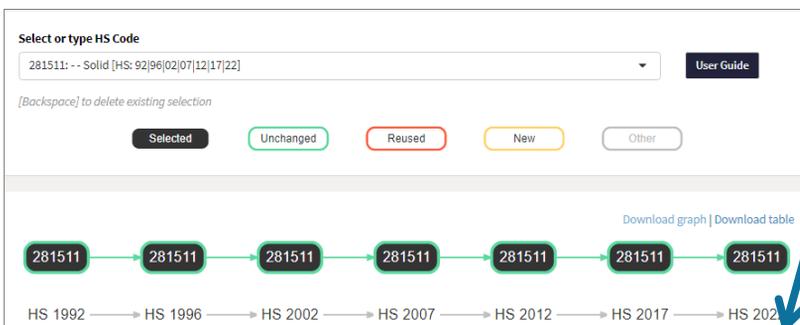
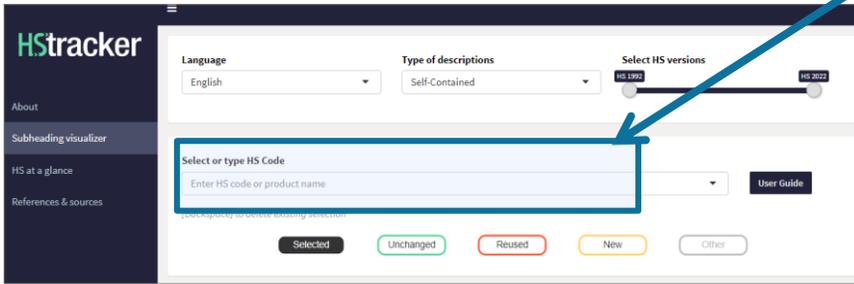
②HS Tracker  
以下のURLへアクセスする  
<https://hstracker.wto.org/>

左下の  
「Subheading visualizer」  
をクリック

「Select or type HS Code」  
の欄に①で確認した  
HSコード（6桁）を入力

該当HSコードの番号の  
変遷が表示されるので、  
利用協定の年次を参照する

例題の水酸化ナトリウムの  
HSコード：2815.11は、  
HS2012も変わらず2815.11  
であることが確認できた！



ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(2) CTCルールをクリアすることの確認

- 材料のHSコードが特定できたら、品目別原産地規則の条件①、②を満たしていることを確認します

条件① 輸出品と材料のHSコードが項（上4桁）で変更されていること

条件② HSコードが5407～5408に該当する材料が含まれてはならない。  
（※5407～5408に該当する材料であっても、原産材料であれば大丈夫です。ただし、利用協定に基づいて原産材料としての立証が必要となります）

条件③ その他、HSコード5401～5406に該当する材料の場合は、日本またはASEAN構成国で完全に紡績または浸染（＝染色）もしくはなせん（＝プリント）されること

標準フォーム3 原産資格調査の確認資料（CTC証明用）

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
ポリエステル織布	5407 51	CTH 4桁変更

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
ポリエステル長繊維糸	5402		○	
青色の染料	3204		○	
薬品A	XXXX		○	
.....	XXXX			

条件①

輸出品のHSコードと、材料のHSコードを比較し、指定された桁数の変更があることを確認します

項（上4桁までに）HSコード変更あり！

条件②

材料に、指定されたHSコードの材料が含まれていないことを確認します

5407～5408の材料が含まれていない！

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

## (2) CTCルールをクリアすることの確認

- 続いて、品目別原産地規則の条件③を満たしていることを確認します

条件① 輸出品と材料のHSコードが項（上4桁）で変更されていること

条件② HSコードが5407～5408に該当する材料が含まれてはならない。  
（※5407～5408に該当する材料であっても、原産材料であれば大丈夫です。ただし、利用協定に基づいて原産材料としての立証が必要となります）

条件③ その他、HSコード5401～5406に該当する材料の場合は、日本またはASEAN構成国で完全に紡績または浸染（＝染色）もしくはなせん（＝プリント）されること

### (生産工程表の例)

	紡糸・紡績	製織	染色～出荷まで
製造場所	株式会社ABC繊維 福井工場 福井県福井市工場 町1-1-1	BCD織物株式会社 福井工場 福井県福井市工場町1-1-1	EFG染工株式会社 坂井工場 福井県坂井市工場町5-5-5
生産工程			

✓ 条件③チェック

### 条件③

材料のポリエステル長繊維糸（5402）が、日本又はASEAN構成国で指定された生産工程が施されていることを確認します

第54・01項から第54・06項に該当する5402ポリエステル長繊維糸が、

日本で紡績されていた

各工程を実施している会社（生産者）から、当該生産内容に関する生産内容証明書入手します。

この例であれば・・・

紡糸工程を実施している「株式会社ABC繊維」から、紡糸工程の生産内容証明書入手します。

生産内容  
証明書

生産内容  
証明書の  
依頼は  
次のページ

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

▶ 生産者から「生産内容証明書」を入手する方法

標準フォーム4

生産内容証明書 ダウンロード▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_textileform/](https://jaftas.jp/epamannual_textileform/)

作成日: \_\_\_\_\_

### 繊維及び同製品に係る生産内容証明書

\_\_\_\_\_ 様

会社名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

(受領先)  
 郵便名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 受領先 \_\_\_\_\_

下記の事項につき、事実と相違ないことを証明します。

1. 品名 \_\_\_\_\_  
 2. HS番号(6桁) \_\_\_\_\_

3. 生産工程内容 (注1)

生産工程	内容					
_____	生産会社					
	工場名					
	工場住所					
	HS番号					
	生産時期					
	生産国					
その他 (注2)						
_____	生産会社					
	工場名					
	工場住所					
	HS番号					
	生産時期					
	生産国					
その他 (注2)						
_____	生産会社					
	工場名					
	工場住所					
	HS番号					
	生産時期					
	生産国					
その他 (注2)						

(注1) 該当する項目の全てに正確に記入してください。  
 (注2) 同名又は類似加工を行う場合、1つの加工工程に、プルダウンメニューから48工程のうち該当する番号を3つ以上選択してください。  
 48工程の総和が748工程のシート表記。

青色セル  
 ・品名  
 ・HS番号 (= HSコード)  
 ・生産工程  
 が輸出者 (依頼者) の記入  
 箇所です。  
 これらを入力の上、生産者に  
 残りの箇所の記入、押印を  
 依頼します。

生産者用のマニュアルも  
 一緒に送付！  
[https://jaftas.jp/textile\\_manual\\_producer/](https://jaftas.jp/textile_manual_producer/)



※上記フォームは、以下の協定に対応しています。利用協定のシートを使用してください。  
 ・アジア (インドを除く) 版  
 ・インド版  
 ・EU版

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(2) CTCルールをクリアすることの確認

- 条件①～③全て満たしていることが確認できましたら、作成/入手した書類をセットにして根拠書類として保管します。

条件① 輸出品と材料のHSコードが項（上4桁）で変更されていること

条件② HSコードが5407～5408に該当する材料が含まれてはならない。  
（※5407～5408に該当する材料であっても、原産材料であれば大丈夫です。ただし、利用協定に基づいて原産材料としての立証が必要となります）

条件③ その他、HSコード5401～5406に該当する材料の場合は、日本またはASEAN構成国で完全に紡績または浸染（＝染色）もしくはなせん（＝プリント）されること

条件①②に対応

原産資格調査の確認資料（CTC証明書）

1. 資料作成者（判定依頼者）情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
株式会社XYZ商事	鈴木 花子	XYZ-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5) 資料作成者電話番号	承認者氏名（任意入力）
xxxxxxx@xyz.co.jp	0776-XXX-XXXX	管理 太郎

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
株式会社ABC繊維	日本	福井工場
(4) 生産工場住所		
福井県福井市工場町1-1-1		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
日アセアン協定	ベトナム

4. 製品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
ポリエステル織布（青）	5407.52	CTH 4桁変更

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の 区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
ポリエステル長繊維 糸	5402		○	生産内容証明書取得 (株式会社ABC繊維)
青色の染料	3204		○	
..				

条件③に対応

作成日： 2022年12月10日

繊維及び同製品に係る生産内容証明書

株式会社XYZ商事 殿

会社名	株式会社ABC繊維	ABC 繊維
住所	福井県福井市工場町1-1-1	
代表者名	代表 次郎	
(連絡先) 部署名	生産部	
担当者名	繊維 花子	
連絡先	0776-XXX-XXXX	

下記の事項につき、事実と相違ないことを証明します。

協定名 日アセアン  
品名 ポリエステル織布（青）  
HSコード（6桁） 5407.52

生産工程内容（注1）：

生産工程	内容
原糸生産工程	生産者名 株式会社ABC繊維
	工場名 福井工場
	工場住所 福井県福井市工場町1-1-1
	生産国 日本
	その他（注2）
	生産者名
	工場名
	工場住所
	生産国
	その他（注2）
	生産者名
	工場名
	工場住所
	生産国
	その他（注2）

(注1) 該当する項目の全てに正確に記入すること。  
(注2) 染色又は徳染加工を行う場合、「その他」欄に、ブルダクメニューの48工程のうち該当する番号を選択すること。  
全48工程の詳細は「48工程」のシート参照。



品目別原産地規則を  
クリアした！

P63へ進む

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

SPの場合

(1) 生産工程の確認

- 生産工程が分かる資料（生産工程表等）を参照します。

(生産工程表の例)

	紡糸・紡績	製織	染色～出荷まで
製造場所	株式会社ABC繊維 福井工場 福井県福井市工場 町1-1-1	BCD織物株式会社 福井工場 福井県福井市工場町1-1-1	EFG染工株式会社 坂井工場 福井県坂井市工場町5-5-5
生産工程			



ポイント

<アパレル製品の場合>

ボタン、ファスナー、ワイヤー、ホック等の材料は、原産性を検討するに当たり考慮する必要はありません！

ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

SPの場合

(2) SPルールをクリアすることの確認

- 生産工程が分かる資料（生産工程表等）を参照し、以下の条件（品目別原産地規則）を満たしているかどうかを確認します。

条件① 浸染（＝染色）またはなせん（＝プリント）されていること  
及び

条件② 材料が日本またはASEAN加盟国で完全に製織されること

✓ 条件①チェック

条件①

浸染またはなせん＋次ページの表にある48工程の中の2つ以上の生産工程が施されていることを確認します



染色と機能性加工（消臭・はっ水）を日本(生産工程一部委託企業)で行っていた

(生産工程表の例)

	紡糸・紡績	製織	染色～出荷まで
製造場所	株式会社ABC繊維 福井工場 福井県福井市工場 町1-1-1	BCD織物株式会社 福井工場 福井県福井市工場町1-1-1	EFG染工株式会社 坂井工場 福井県坂井市工場町5-5-5
生産工程			

✓ 条件②チェック

条件②

材料のポリエステル長繊維糸（5402）が、日本又はASEAN構成国で指定された生産工程を施されていることを確認します

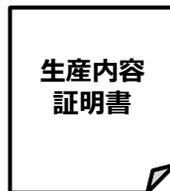


5402項の材料が日本(生産工程一部委託企業)で完全に製織されている

各工程を実施している会社（生産者）から、当該生産内容に関する生産内容証明書を入手します。

この例であれば・・・

製織工程を実施している「BCD織物株式会社」と、「EFG染工株式会社」より、それぞれ製織工程、染色工程の生産内容証明書を入手します。



ステップ  
3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

SPの場合

(2) SPルールをクリアすることの確認

- 条件①～②全て満たしていることが確認できたら、入手した書類をセットにして根拠書類として保管します。

条件① 浸染 (= 染色) またはなせん (= プリント) されていること  
及び  
条件② 材料が日本またはASEAN加盟国で完全に製織されること

条件①に対応

作成日: 2022年12月10日

繊維及び同製品に係る生産内容証明書

株式会社XYZ商事 限

会社名 株式会社ABC織機  
住所 福岡県福岡市工場町1-1-1  
代表者名 代表 太郎

(連絡先)  
部署名 織機 花子  
担当者名 0776-XXXX-XXXX  
連絡先

EFG  
染工

下記の事項につき、事実と相違ないことを証明します。

協定名 日アセアン  
品名 ポリエステル織布 (青)  
HSコード (6桁) 5407.52

生産工程内容 (注1):

生産工程	生産者名	工場名	工場住所	生産国	その他 (注2)
原糸生産工程	株式会社ABC織機	福井工場	福岡県福岡市工場町1-1-1	日本	

(注1) 該当する項目の全てに正確に記入すること。  
(注2) 染色又は染め加工を行う場合、「その他」欄に、プルダクマニューの48工程のうち該当する番号を選択すること。  
全48工程の詳細が「48工程」のシート参照。

条件②に対応

作成日: 2022年12月10日

繊維及び同製品に係る生産内容証明書

株式会社XYZ商事 限

会社名 株式会社ABC織機  
住所 福岡県福岡市工場町1-1-1  
代表者名 代表 太郎

(連絡先)  
部署名 織機 花子  
担当者名 0776-XXXX-XXXX  
連絡先

BCD  
織物

下記の事項につき、事実と相違ないことを証明します。

協定名 日アセアン  
品名 ポリエステル織布 (青)  
HSコード (6桁) 5407.52

生産工程内容 (注1):

生産工程	生産者名	工場名	工場住所	生産国	その他 (注2)
原糸生産工程	株式会社ABC織機	福井工場	福岡県福岡市工場町1-1-1	日本	

(注1) 該当する項目の全てに正確に記入すること。  
(注2) 染色又は染め加工を行う場合、「その他」欄に、プルダクマニューの48工程のうち該当する番号を選択すること。  
全48工程の詳細が「48工程」のシート参照。



品目別原産地規則を  
クリアした！

(3) 後続の手続きの確認



ポイント

ここまでで、輸出品の原産性が確認できました。  
この後は、各協定で採用する証明制度によって手続きが異なります。

証明制度が

第三者証明制度



証明制度が

自己証明制度



フェーズ3へ進む

(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼

調査対象品の利用協定が**第三者証明制度**の場合には、原産地証明書の発給は日本商工会議所が行います。日本商工会議所は、原産地証明書を発給するにあたって、産品が原産資格を満たしているかどうかの判定を行います。

産品の生産者（又は輸出者）は、日本商工会議所に原産性の根拠書類等を提出し、原産性の判定を依頼する、「判定依頼」を行います。

※手続きは、日本商工会議所の「発給システム」を通じて行います。システムはインターネット上で操作可能ですが、システムの利用には事前の企業登録が必要となります。（P19参照）

日本商工会議所HPより

「判定依頼」について：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/6.html>

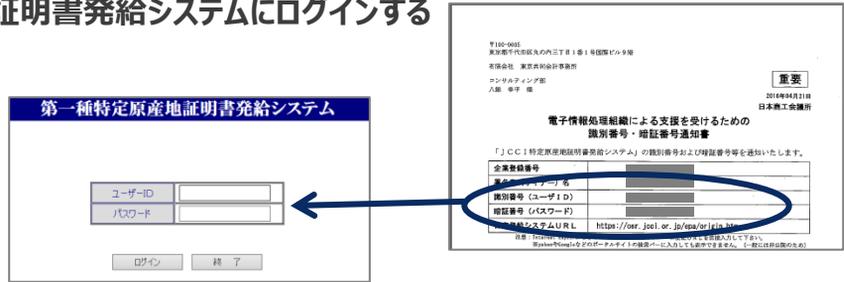
(日商手続きのイメージ)



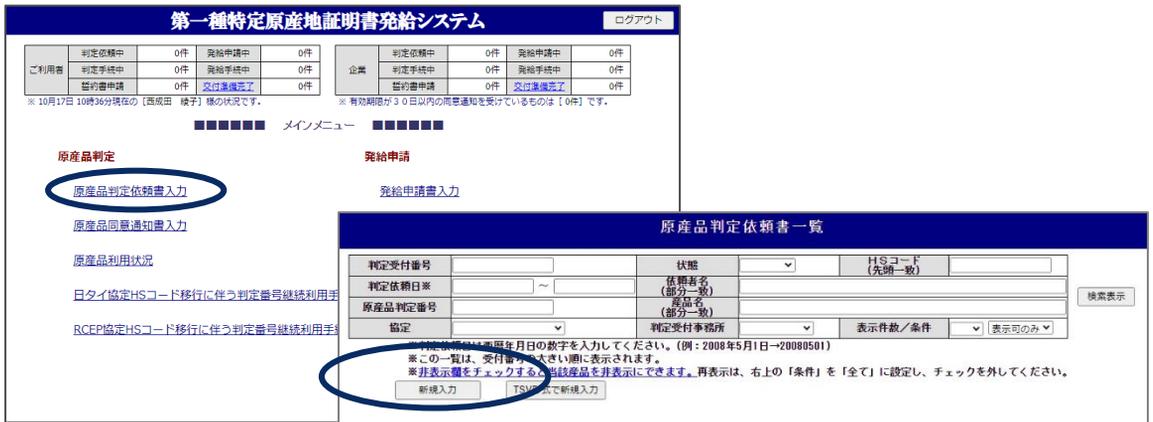
(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼（第三者証明の場合）（1/3）

第一種特定原産地証明書発給システムから判定依頼を行う手続きは以下の通りです。

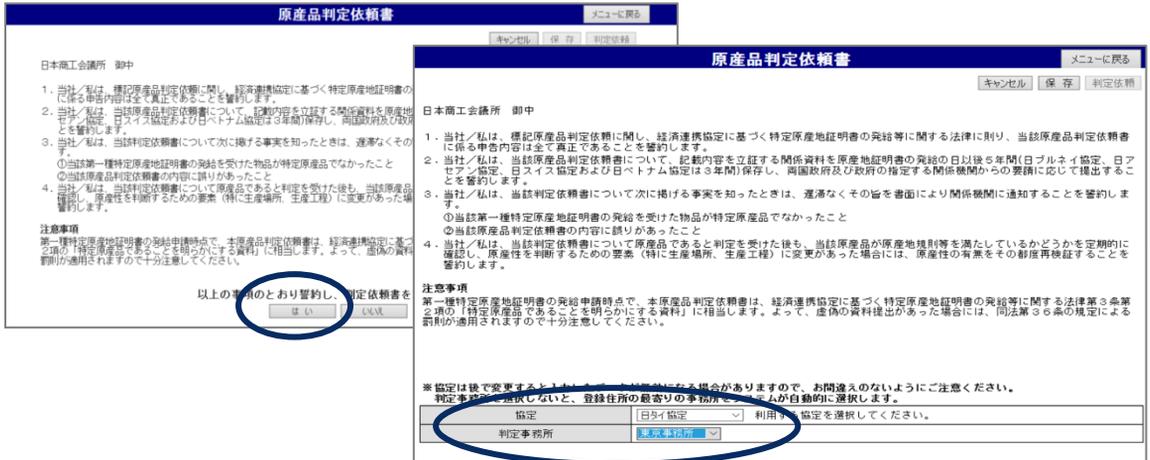
1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする



2 「原産品判定依頼書入力」をクリックし、次の画面で「新規入力」をクリックする



3 誓約に同意後、次の画面で協定、判定事務所を選択する



(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼（第三者証明の場合）（2/3）

4 生産者の「企業登録番号」を入力する

**原産品判定依頼書**

■判定依頼者  
原産品判定依頼は、原則、当該製品の生産者が行いますが、輸出者が行うことも可能です。  
(この場合、輸出者は生産者から当該製品に関する情報(証明資料)を入手する必要があります)。  
いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

判定依頼者

◎	企業登録番号	
◎	和文氏名	
◎	和文社名(屋号)	
◎	郵便番号	〒
◎	所在地	

■生産者欄  
製品の生産者を記入してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。  
※企業登録していない生産者の場合は、企業登録番号欄に「988888888」(数字9桁)を入力して情報を入力してください。  
※英文所在地は、国名(LP/PA)まで。詳細については「特定原産品」をご覧ください。

生産者

◎	企業登録番号: 半角英数字	
◎	和文社名(屋号): 全角	
◎	英文社名: 半角	
◎	電話番号: 半角	
◎	FAX番号: 半角	
◎	E-mail: 半角	
◎	郵便番号: 半角数字	〒
◎	和文所在地: 全角	
◎	英文所在地: 半角	

5 以下の必要事項を入力または選択する

製品HS  
コードを入力

製品の  
英語名  
を入力

原産品の  
カテゴリを選択

適用した  
品目別原産地  
規則を選択

**原産品判定依頼書**

■関税分類番号(tariff classification number)及び原産品名(Description of good(s))  
原産品判定の対象となる製品の関税分類番号(半角数字9桁)と原産品名(英字)を記入してください。

※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス等に表記されている品名と実質的に同一となるよう記入してください。  
※ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。  
※この表記は、原産地証明書の Field 4: Description of good(s) に反映されます。  
※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、2002年1月1日に改正された統一システムの番号を記入してください。

(1)原産品判定を行う輸出製品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード(6桁)	原産品判定対象の輸出産品名(英文)
830210	HINGE

■特惠基準(Preference criterion)  
協定に基づき、輸出される製品が関税上の特惠待遇を得るためには、特惠基準のいずれか少なくとも1つの要件を満たさなければなりません。  
※特惠基準を選択してください。

(2)原産品判定基準: 原産品判定基準を下記から選んでください。

<input type="radio"/> A	日本国内で完全に得られ又は生産される産品(協定第3章第28条1(a))
<input type="radio"/> B	日本国内において原産材料のみから完全に生産される産品(協定第3章第28条1(b))
<input type="radio"/> C	日本国内において原産材料を使用し完全に生産される産品で、品目別原産地規則(前掲書二)の要件等を全て満たす産品(協定第3章第28条1(c))

(3)(2)のAを選択した場合の判定基準を下記から選んでください。

<input type="radio"/> 1	付加価値基準(VA)
<input type="radio"/> 2	関税番号変更基準(CTC)
<input type="radio"/> 3	加工工程基準(SP)
<input type="radio"/> 4	付加価値基準(VA)+関税番号変更基準(CTC)

6 典拠書類（根拠書類）の種類を選択し、PDFファイルをアップロードする

(4)典拠書類を選択してください。

管理番号	カテゴリ別選択	ファイルを選択	ファイル選択
1	対比表	ファイルを選択	選択されていません
2		ファイルを選択	選択されていません
3		ファイルを選択	選択されていません
4		ファイルを選択	選択されていません
5		ファイルを選択	選択されていません

メール・FAX等で資料を提出します。

メール・FAXにて提出する場合は、チェックを入れる。



(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼（第三者証明の場合）（3/3）

7

救済規定の有無を選択し、「判定依頼」をクリックする（※連絡先等は必要に応じて入力）

原産品判定依頼書 メニューに戻る

■その他の事項

※該当するものがない場合は、「無」を選択してください。  
 (5)判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。

<input type="checkbox"/> 無	以下の規定を使用しない
<input type="checkbox"/> 1	産少(01) (協定第3章第3.0条及び附属書IIの規定による産少の非原産材料を使用する場合)
<input type="checkbox"/> 2	異種(A01) (協定第3章第2.9条による材料を使用する場合)
<input type="checkbox"/> 3	代替性のある産品及び材料(F01) (協定第3章第3.4条による産品及び材料を使用する場合)

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	◎ 氏名：全角	
	◎ 電話番号：半角	
	◎ FAX番号：半角	
	◎ E-mail：半角	

■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<input type="radio"/> 希望する	E-mail：半角	
	<input checked="" type="radio"/> 希望しない		※メインメニューで初期値を設定できます。

本データは、原産品判定以外の目的で使用することなく、他に公表されることはありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法により、原産地証明書の発給から3年間(日プルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間)、発給後期間に保存されます。

根拠書類等に問題なければ、原則3営業日で承認されます

■ 詳細マニュアル

日本商工会議所 第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル-発給システム操作編- P27～

判定依頼 [https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki\\_system.pdf#page=27](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=27)



■ 判定事務所

事務所名	問合せ先電話番号	事務所名	問合せ先電話番号
東京事務所	03-6364-7771	京都事務所	075-341-9761
横浜事務所	045-671-7406	大阪事務所	06-6944-6216
浜松事務所	053-452-1112	福岡事務所	092-441-1230
名古屋事務所	052-223-5720	北九州事務所	093-541-0185

判定依頼ができる事務所は限られています

判定承認がおり、「判定番号」が入手できた！

フェーズ3へ進む

**フェーズ**

**3**

**証明書の用意**

# 目次

フェーズ ① EPA利用の確認 (P8~21)

フェーズ ② 原産品であることの確認 (P22~66)

フェーズ ③ 証明書の用意 (P67~77)

I  
Identifi-  
cation

## 原産地証明書の発給/作成

フェーズ3の目的	P69
作業手順	P69
(1) 日本商工会議所への発給申請 (第三者証明の場合)	P70
(2) 自己証明の申告書作成 (自己証明の場合)	P72
<b>標準フォーム5</b> 自己証明の申告書	P72

その他の対応事項 (P78~81)

フェーズ3  
の目的

## 原産地証明書を取得/作成しよう！

産品が日本の原産品であることが確認・証明できたら、いよいよ、輸入国で輸入申告の際に税関へ提出する原産地証明書を用意します。



## 作業手順

利用協定の証明制度によって取得方法が異なります。  
該当の証明制度のページを参照してください。

## 第三者証明の場合

## (1) 日本商工会議所への発給申請 P70～71

- 用意するもの：
  - ・日本商工会議所の発給システム
  - ・フェーズ2で取得した「判定番号」
- 発給システム上で発給申請を行います  
※RCEP協定、日タイ協定はPDFで、それ以外の協定は紙媒体で発給されます

## 自己証明の場合

## (2) 自己証明の申告書作成 P72～77

- 用意するもの：
  - 標準フォーム5** 自己証明の自己申告書
- 必要事項を記入します [ダウンロード▶https://jaftas.jp/epamannual\\_textileform/](https://jaftas.jp/epamannual_textileform/)

**(1) 日本商工会議所への発給申請（第三者証明制度の場合）**

利用する協定が第三者証明制度である場合には、日本商工会議所の発給システムより、原産地証明書の発給申請を行います。具体的な操作手順に関しては、以下の日本商工会議所のHP、並びに各マニュアルを参照してください。

**<日本商工会議所HP>**

「発給申請」について：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/7.html>

**<日本商工会議所マニュアル>**

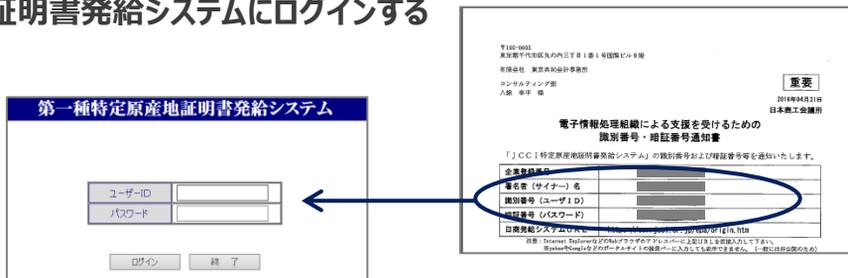
第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル-発給システム操作編- P50～：  
[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki\\_system.pdf#page=50](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=50)

**(日商手続きのイメージ)**

### <発給システムの操作方法>

第一種特定原産地証明書発給システムから発給申請を行う手続きは以下の通りです。  
※詳細は、前のページで紹介している日本商工会議所のマニュアルを参照してください。

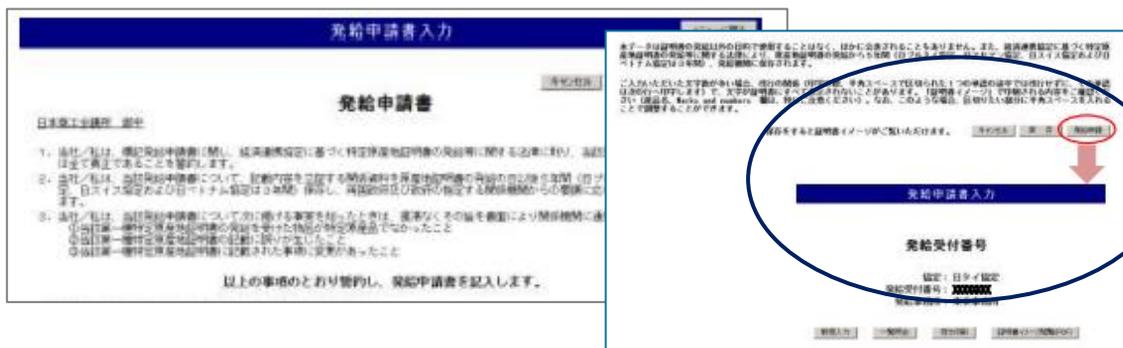
## 1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする



## 2 「発給申請書入力」をクリックし、次の画面で「新規入力」をクリックする



## 3 発給申請書入力画面で、発給申請書情報について必要な項目を入力し、「発給申請」をクリックする



**(2) 自己証明の申告書作成（自己証明制度の場合）**

利用する協定が自己証明制度の場合には、協定で定める形式の申告書を自社で作成します。  
具体的な書類作成については、次ページ以降の各協定のフォーム、及び以下の税関並びにJETROのガイドラインを参照してください。

**標準フォーム5 自己証明の申告書**   ダウンロード▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_textileform/](https://jaftas.jp/epamannual_textileform/)

日オーストラリア協定	……	P73
CPTPP	……	P74
日EU・日英協定	……	P75
RCEP	……	P76

**EPA毎の手引き（税関HP、JETRO解説書）**▶ **日オーストラリア協定**

「自己申告制度」利用の手引き ～日豪 EPA～（財務省関税局・税関 2021年2月）  
[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_au.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_au.pdf)

▶ **CPTPP**

「自己申告制度」利用の手引き ～CPTPP～（財務省関税局・税関 2021年6月）  
[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_tpp.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_tpp.pdf)

「TPP11解説書」（JETRO）  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11\\_kaisetsu.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf)

▶ **日EU協定**

「日EU・EPA 自己申告及び確認の手引き」（財務省関税局・税関 2021年2月）  
[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_eu.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_eu.pdf)

「日EU・EPA解説書」（JETRO 2020年3月改訂版）  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf)

▶ **日英協定**

「日英EPA 自己申告及び確認の手引き」（財務省関税局・税関 2020年12月）  
[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_uk.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_uk.pdf)

「日英EPA解説書」（JETRO 2021年3月改訂版）  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/europe/eu/epa/ukjapanepa0331.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/ukjapanepa0331.pdf)

▶ **RCEP**

「自己申告制度」利用の手引き ～RCEP協定～（財務省関税局・税関 2021年12月）  
[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_rcep.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_rcep.pdf)

「RCEP協定解説書」（JETRO 2021年12月改訂版）  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf)

## 日オーストラリア協定

Origin Certification Document  
(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address XYZ Trading Company 1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN				輸出者又は生産者の住所
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m3, etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (de minimis, accumulation), if applicable	
1	Woven fabrics 5CT / 500kg / 5rolls / 1.5M3 Invoice No. : ABC-999999 (2022.8.25) Case Mark : FABRIC MADE IN JAPAN CT/#.1-5	5407.52	PSR	
	製品名、外装個数、ケースマーク、重量、数量、M3、インボイス番号、インボイス日付等	HSコード (6桁)	使用した原産地基準 (※P77参照)	
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)				
<input type="checkbox"/> Non-party invoice				

## 6. Certification

I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date	2022.8.30	XYZ Trading	日付 氏名+署名 or 押印 住所
Name	Suzuki Hanako		
Address	XYZ Trading Company 1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN		

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

<input type="checkbox"/> Importer	<input checked="" type="checkbox"/> Exporter	<input type="checkbox"/> Producer	輸入者/輸出者/生産者いずれか、自社の立場にチェック
-----------------------------------	--	-----------------------------------	----------------------------

## CPTPP

## Certification of Origin

(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address  
(This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)XYZ Trading Company 1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN  
Tel: 03-XX-XXXX Email: xxxxxxx@xyz.co.jp輸出者名、住所、  
電話番号、  
メールアドレス2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address  
(This field can be left blank if exporter and producer is the same company or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential should contact the relevant importing authorities.)

Available upon request by the importing authorities

## 生産者名、住所

※輸出者と同じ場合は省略可。

※複数社ある場合は、「Various」と記載または別途リストにしても良い

※生産者名を秘匿しておきたい場合は、左記のように記載可能

日本語訳：「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address  
(This field can be left blank if importer is unknown.)Vietnam XYZ Trading Company 1-1-1, Hanoi, Vietnam  
Tel: XX-XX-XXXX Email: xxxxxxx@v-xyz.co.vn輸入者名、住所、  
電話番号、  
メールアドレス

No.

## 4. Description of goods

- Description of good(s)
- Invoice number(s)(in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)

1 Woven fabrics 5CT / 500kg / 5rolls / 1.5M3  
Invoice No. : XYZ-999999 (2022.8.25)

製品名、インボイス番号

5.HS tariff classification number  
(6 digit, HS2012) of goods

5407.52

HSコード  
(6桁)6. Origin criterion  
(WO, PE, PSR); and Other (De Minimis, Accumulation), if applicable

PSR

使用した  
原産地基準  
(※P77参照)7. Blanket Period  
(If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)

## 8. Other(any other applicable origin criterion or other indication)

本申告書を複数の船積みにおいて使用する場合、  
12か月以内で期間を設定できる。  
(1度しか使用しない場合は空欄でOK)

## 9. Certification

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

Date 2022.8.30

Name Suzuki Hanako

日付  
氏名

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

 Importer  Exporter  Producer

輸入者/輸出者/生産者いずれか、自社の立場にチェック

## 日EU・日英協定

日EU・日英協定の場合は、指定の文言（青字部分）をインボイス上、若しくは付随する書類に記載します。  
 （記載する書類の例：インボイス/パッキングリスト/左記書類のアップロード等）

## Invoice (Sample)

To: XYZ Trading Company Europe

1-1-1, Amsterdam, Netherlands

Tel: XX-XX-XXXX Email: xxxxxxx@xyz.co.nl

XYZ Trading Corporation

1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

Tel: 03-XXXX-XXXX

Email: xxxxxxx@xyz.com

Payment term:

From: Tokyo

To: Rotterdam

同一インボイスに、EPAを適用する製品と適用しない製品が混在する場合には、適用する製品がどれかが分かるようにすること  
 ※ただし、輸入国により運用方法が異なる可能性があるため、輸入者と確認してください。

Invoice No.: XYZ-999999

Description	Quantity	Unit price	Amount
Woven fabric *	5 rolls	USD	USD
XXXXXXXX	X rolls	USD	USD
XXXXXXXX	X rolls	USD	USD
Total:	X rolls	FOB JAPAN	USD

## \* Origin Declaration

(Period: from ..... to .....)

同一製品について、同申告を2回以上使用する場合には、12か月以内で期間を設定できる。  
 （1度しか使用しない場合は空欄でOK）

The exporter of the products covered by this document

(Exporter Reference No. 1234567890123)

declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of

JAPAN

preferential origin.

(Origin criteria used)

C3

使用した品目別原産地規則の  
 記号（※P77参照）

原産国名

輸出者の法人番号

(Place and date)

1-1-1 Chiyoda-ku Tokyo JAPAN Aug. 30 2022

場所、日付

(Printed name of the exporter)

XYZ Trading Corporation

輸出者の会社名

XYZ Trading Corporation

RCEP

Declaration of Origin

(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement)

1. Unique reference number		2. Authorization code (in the case of approved exporter)			
3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address)					
XYZ Trading Company 1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN Tel: 03-XX-XXXX Email: xxxxxxx@xyz.v-xyzco.jp					
4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known					
ABC Fabric Company 1-1-1, Koujo-cho, Fukui City, Fukui JAPAN Tel: 0776-XX-XXXX Email: xxxxxxx@abc.co.jp					
5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address)					
Vietnam XYZ Trading Company 1-1-1, Hanoi, Vietnam Tel: XX-XX-XXXX Email: xxxxxxx@v-xyz.co.vn					
No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice	7. HS Code (6-digit level, HS2012)	8. Origin conferring criterion	9. RCEP country of origin	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied
1	Woven fabrics Invoice No. : XYZ-999999 Date : 2022.8.25	5407.52	CTC	JAPAN	5Rolls ¥ 100,000-
11. Remarks					
12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin)					
13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and true. These goods are exported from _____ (exporting country) to _____ (importing country).					
_____Japan_____ (exporting country) to _____Vietnam_____ (importing country).					
Date of Declaration		2022.8.30			
Name of the certifying person		Suzuki Hanako			
Name of the agent of the certifying person					
Address of the agent of the certifying person					
Signature		Suzuki Hanako			
The certifying person <input type="checkbox"/> Approved exporter, <input checked="" type="checkbox"/> Exporter, <input type="checkbox"/> Producer, <input type="checkbox"/> Importer					

輸出者名、住所、  
電話番号、メールアドレス

生産者名、住所、  
電話番号、メールアドレス  
(判明している場合)

輸入者名、住所、  
電話番号、メールアドレス

製品名、インボイス番号、  
インボイス日付

HSコード  
(6桁)

使用した  
品目別原産地  
規則  
(※P77参照)

RCEP原産国

数量、FOB価格

輸出国 (左)、輸入国 (右)

作成年月日  
作成者の氏名  
代理人の氏名  
代理人の住所  
作成者の署名

認定輸出者/輸出者/  
生産者/輸入者いずれか、  
自社の立場にチェック

## (※) 使用した原産地基準の記載方法

各協定のフォームにおける、使用した原産地基準の欄の記載方法は以下に従ってください。

	日オーストラリア	CPTPP	日EU・英	RCEP
(品目別原産地規則) ※繊維製品に使用するものに限る				
関税分類変更基準	PSR	PSR	C1	CTC
加工工程基準	PSR	PSR	C3	CR
(救済規定)				
累積	ACU	ACU	D	ACU
デミニマスルール	DMI	DMI	E	DMI

# その他の対応事項

# 目次

フェーズ ① EPA利用の確認 (8~21)

フェーズ ② 原産品であることの確認 (P22~66)

フェーズ ③ 証明書の用意 (P67~77)

+α

その他の対応事項 (P78~81)

(1) その他の対応事項

P80

(2) 当局による調査について

P81

(1) その他の対応事項

証明書を用意した後も実施すべき対応事項があります。以下の項目について対応した上で、管理が必要なものについては組織として管理体制を整えることを推奨しています。

対応事項																															
<p><b>積送基準の確認 (輸出品)</b></p>	<p>日本の原産品と証明された産品が、輸出されてから輸入国へ到着するまでに原産性を喪失しないために、原則として、直送されなければなりません。                  しかしながら、輸送上の理由による船や航空機の積み替えや、保税状態での一時在庫等を目的として第三国を経由するケースも考えられます。この場合には、通し船荷証券などの運送書類、経由地において実質的な加工を施していないことを示す根拠書類（非加工証明書等）をもって、原産性を喪失していないことを証明する必要があります。</p>																														
<p><b>書類の保存</b></p>	<p>各協定において、原産地証明書や、原産性を立証する関連書類の保存が義務付けられています。輸出者、生産者は、該当書類を、協定で定める期間は必ず保管しておかなければなりません。その期間は、基本的には、原産地証明書の発給日またはその翌日から以下の期間とされています。                  輸出者と生産者が異なる場合には、いつ原産地証明書が発給されたかが不明であることが一般的であるため、輸出者は生産者に対して、保管すべき期間を明示する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="315 749 1305 996"> <thead> <tr> <th colspan="2">3年</th> <th>4年</th> <th colspan="3">5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日ブルネイ</td> <td>日ベトナム</td> <td>日EU</td> <td>日メキシコ</td> <td>日フィリピン</td> <td>日タイ</td> </tr> <tr> <td>日アセアン</td> <td>RCEP</td> <td>日英</td> <td>日マレーシア</td> <td>日インド</td> <td>日オーストラリア</td> </tr> <tr> <td>日スイス</td> <td></td> <td></td> <td>日チリ</td> <td>日ペルー</td> <td>日モンゴル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日インドネシア</td> <td>CPTPP</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日シンガポール協定：協定上具体的な明記なし                  ※日米貿易協定：輸入者手配のため、協定上輸出者、生産者としての保存義務の明記なし</p>	3年		4年	5年			日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ	日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア	日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル				日インドネシア	CPTPP	
3年		4年	5年																												
日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ																										
日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア																										
日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル																										
			日インドネシア	CPTPP																											
<p><b>各種書類・手続きの有効期限の管理</b></p>	<p>各種書類や手続きについて、有効期限が設定されるケースがあります。この場合、輸出者、生産者は、有効期限の管理を行う必要があります。                  &lt;有効期限の管理が必要な例&gt;                  ・サプライヤー証明書                  ・同意通知期限</p>																														
<p><b>定期的な再調査の実施</b></p>	<p>繰り返し輸出される産品については、対象産品の原産性が維持されているかどうか、定期的に確認を行うことを推奨します。原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反となります。社内管理用の有効期限を設定するなど（例：1年）、定期的に原産性を見直す体制を整えておきましょう。</p> <p>&lt;対策&gt;                  ✓ 通常業務の中で変更事項があった場合の連絡を徹底                  ✓ 定期原産性維持確認の時期を設定して実施</p>																														
<p><b>当局による調査 (※詳細は次ページ参照)</b></p>	<p>当局による調査（例：検認）があった場合、最初に輸出者が対応を行います。必要に応じて、原産とした構成品の生産者にも、根拠書類の提出や必要な説明を行うことを依頼します。</p> <p>▶参考資料（経済産業省）                  「経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書（第三者証明制度）への検認について 2022年5月貿易経済協力局貿易管理部 原産地証明室」  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/points_of_verification.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/points_of_verification.pdf</a></p>																														

(2) 当局による調査について

当局による調査の代表的なものとして、何れのEPAにおいても規定がされている「事後確認（検認）」があります。

日本が締結する多くのEPAでは、事後確認の際には日本の当局が仲介をすることになっており、これを「間接検認」と呼びます。一方、一部の協定においては、輸入国当局が直接的に事後確認を行うことができる規定があるので注意が必要です。日本の当局が仲介せず、輸入国当局が直接的に行う事後確認を「直接検認」と呼びます。※1

間接検認

日シンガポール協定	日ベトナム協定
日メキシコ協定（※2）	日インド協定
日チリ協定	日ペルー協定
日タイ協定	日オーストラリア協定（※2、3）
日マレーシア協定	日アセアン協定
日インドネシア協定	日モンゴル協定
日ブルネイ協定	日EU協定
日フィリピン協定	日英協定
日スイス協定	RCEP（※2、4）

直接検認

日メキシコ協定（※2）
日オーストラリア協定（※2、3）
CPTPP（※3）
RCEP（※2、3、4）

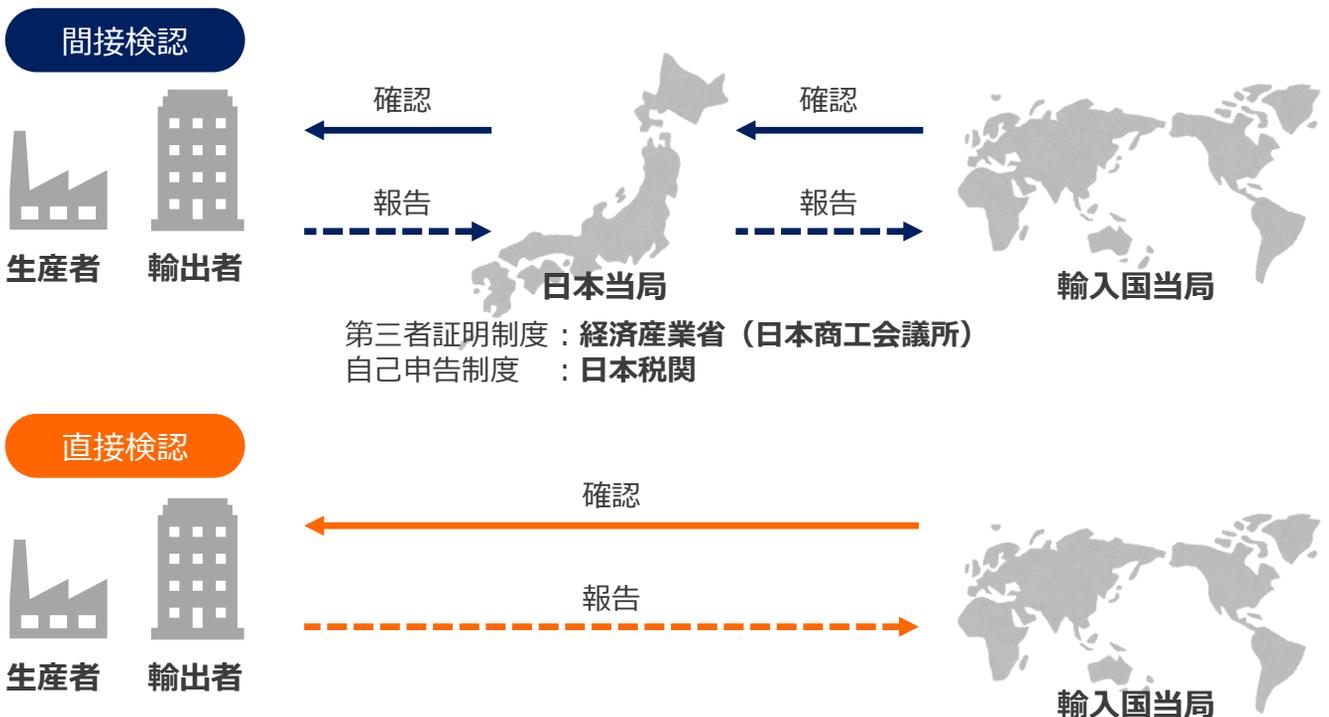
※1 日米貿易協定は輸入者自己申告制度で、事後確認（検認）の対象は原則輸入者のみとなるため、上記の表からは省略しています

※2 協定の規定上、間接検認と直接検認何れも規定されているため、どちらの確認パターンもあり得ます

※3 日オーストラリア協定、CPTPP、RCEPについては、各協定の「自己申告制度」利用の手引きにおいて、検認を受けた際の問合せ先が設定されています。参照先（原産地規則ポータル）：<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

※4 RCEPについては、コンタクトポイントを検認の連絡部局として指定できると規定されており、日本への検認については、コンタクトポイント経由で事業者に連絡することになっています。

事後確認のフローの例



## EPA/FTA 制度全般に関するお問合せ



### メール相談・対面相談



※回答：電話orメール

HP: <https://epa-info.go.jp/>

E-mail: [epa-desk@epa-info.go.jp](mailto:epa-desk@epa-info.go.jp)



日本貿易振興機構(ジェトロ)

### 電話相談



※回答：原則メール

HP:

<https://www.jetro.go.jp/themetop/export/>

EPA相談窓口 TEL: 03-3582-4943

## 企業登録や発給システムに関するお問合せ



日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 問合せ先:  
[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office\\_list.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html)

E-mail: [tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)  
TEL: 03-3283-7850

## 本マニュアルに関するお問合せ・EPA/FTA活用に関するご相談



〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル

HP: <https://jaftas.jp/>

E-mail: [jaftas\\_info@tktc.co.jp](mailto:jaftas_info@tktc.co.jp)

TEL: 03-5219-8660

当資料は、2023年2月1日時点において、株式会社東京共同トレード・コンプライアンス（以下、当社）が、日本繊維産業連盟、日本化学繊維協会、日本繊維輸出組合、日本繊維輸入組合のご協力のもと、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当資料に記載しているウェブサイトのURLやHPの画像等、EPAの内容等については、当資料の発行後に変更がなされる可能性があります。また、当社は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当社に属しますので、当社の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。